

イギリスの2015年対テロリズム及び安全保障法 —「イスラム国」台頭で変わるテロリズム対策—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶

【目次】

はじめに

- I イギリスの対テロリズム法と戦略
 - 1 対テロリズム法
 - 2 対テロリズム戦略 CONTEST
- II 法律制定に至る経緯
 - 1 連立政権の対テロリズム政策の変遷
 - 2 「イスラム国」台頭による方針転換
 - 3 法案成立までの流れ
- III 2015年対テロリズム及び安全保障法の概要

おわりに

翻訳：2015年対テロリズム及び安全保障法

補記：2015年対テロリズム及び安全保障法附則第1及び第2の要約

はじめに

イギリスの前労働党政権は2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件（以下「9.11事件」という。）後、情勢の変化にあわせて様々な対テロリズム法を制定してきた。2010年に成立した保守党・自由民主党の連立政権は、人権制約措置を含めた対テロリズム法を次々と定めて批判を受けた前労働党政権に対抗する形で市民的自由の擁護を掲げ、政権樹立後は強圧的手段を含んだ対テロリズム法制定を控えてきた。

しかし、いわゆる「イスラム国（以下「IS」という。）」の台頭と、この組織にイスラム教徒のイギリス市民が戦闘員として流入し、さらに彼らが帰国して潜在的脅威としてイギリス社会を脅かしているという認識から、デビッド・キャメロン（David Cameron）首相はテロ脅威への対抗法案の導入と、そのために必要な超党派の合意形成に着手し、2か月強の期間で2015年対テロリズム及び安全保障法（Counter-Terrorism and Security Act 2015 c.6、以下「2015年法」という。）の審議を終え、2015年2月12日成立させた。この法律は本則7部53条、附則8から構成される。

本稿においては、まず現在のイギリスの対テロリズム法と、総合的対テロリズム戦略であるCONTEST（争い、競争を意味する）の枠組みを概観し、次に2015年法制定までの経緯、同法の主な規定を解説し、2015年法本則の全文を訳出する。また、附則の中でも重要度が高い1と2についても要約を付す。

I イギリスの対テロリズム法と戦略

1 対テロリズム法

イギリスにおける対テロリズム法は、主に北アイルランドにおけるテロリズム活動に対応する臨時措置法として定められてきた⁽¹⁾。しかし北アイルランドの情勢が落ち着き、逆に国際テロリズムの脅威が顕在化してきたことから、初めて恒久法かつ基本法となる2000年テロリズム法（Terrorism Act 2000 c.11、以下「2000年法」という。）が定められ、その後2001年の9.11事件、2005年のロンドン同時爆破テロ事件（以下「7.7事件」という。）等を経て、次のような新しい法律が追加されてきた⁽²⁾。

- ・ 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法⁽³⁾（Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001 c.24、以下「2001年法」という。）
- ・ 2005年テロリズム防止法⁽⁴⁾（Prevention of Terrorism Act 2005 c.2、以下「2005年法」という。）
- ・ 2006年テロリズム法⁽⁵⁾（Terrorism Act 2006 c.11、以下「2006年法」という。）
- ・ 2008年対テロリズム法（Counter-Terrorism Act 2008 c.28）
- ・ 2010年テロリスト資産凍結等法（Terrorist Asset-Freezing etc. Act 2010 c.38）
- ・ 2011年テロリズム防止及び調査措置法（Terrorism Prevention and Investigation Measures Act 2011 c.23、以下「2011年法」という。）

これらの法律の概要は本稿末尾の別表1「主な対テロリズム法」を参照。

2 対テロリズム戦略 CONTEST

CONTESTは、「イギリス及びその海外権益に対するテロリズムの危険を減少させ、人々が自由に安心して出歩けるようにすること」⁽⁶⁾を目的としたイギリスの対テロリズム総合戦略である。最初、2003年に非公開で策定され、2006年7月に改訂版の概要説明文書⁽⁷⁾が議会に限定的に公開され、2009年⁽⁸⁾及び2011年⁽⁹⁾にさらなる改訂版が全面公開された。

(1) これは対テロリズム法が「平時にあっては前例がない権限を（政府に）付与するもので、明確に現在ある危険に対抗するために正当化されるものである」（ロイ・ジェンキンス内相）という認識の下、定められたからである。次の資料を参照。Home Office, *Legislation Against Terrorism: A consultation paper*, London: The Stationery Office, 1998, p.8. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/265689/4178.pdf> 以下、インターネット情報は2015年5月28日現在である。

(2) 2000年テロリズム法から2006年テロリズム法までの大まかな流れについては、次の資料を併せて参照。岡久慶「英国2006年テロリズム法—「邪悪な思想」との闘い—」『外国の立法』no.228, 2006.5, pp.82-112. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000364_po_022806.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

(3) 岡久慶「IV テロ対策 2 イギリス」『主要国における緊急事態への対処—総合調査報告書—』2003-1, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, pp.86-97. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999552_po_20030107.pdf?contentNo=7&alternativeNo=

(4) 岡久慶「英国2005年テロリズム防止法」『外国の立法』no.226, 2005.11, pp.44-82. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000390_po_022602.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

(5) 岡久 前掲注(2)。同法の翻訳は次の資料を参照。岡久慶「英国2006年テロリズム法」『外国の立法』no.229, 2006.8, pp.4-44. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000353_po_022901.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

(6) HM Government, *Contest: The United Kingdom's Strategy for Countering Terrorism*, Norwich: The Stationery Office, 2011, p.9. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/97995/strategy-contest.pdf>

(7) HM Government, *Countering International Terrorism: The United Kingdom's Strategy*, Norwich: The Stationery Office, p.1. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/272320/6888.pdf>

(8) HM Government, *The United Kingdom's Strategy for Countering International Terrorism*, Norwich: The Stationery Office, 2009. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/228644/7547.pdf> この概要については、次の資料も併せて参照。岡久慶「英国の対国際テロリズム戦略—CONTEST—」『外国の立法』no.241, 2009.9, pp.198-226. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998403_po_024109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

(9) HM Government, *op.cit.*(6).

同戦略は、テロリズム対策の4つの柱として追跡 (Pursue)、防止 (Prevent)、防護 (Protect)、準備 (Prepare) を掲げている。それぞれに該当する主な法規定については本稿末尾の別表2「CONTESTの柱と関連法規定」を参照。

II 法律制定に至る経緯

1 連立政権の対テロリズム政策の変遷

2010年5月11日に成立した保守党と自由民主党の連立政権は、保守党が「市民的自由の復活」をマニフェストに掲げ⁽¹⁰⁾、自由民主党がより具体的に2005年法で導入された管理命令⁽¹¹⁾の廃止及び2006年法で定められたテロリスト容疑者の28日間の拘留期間を14日に短縮することを訴えていたこともあり、前労働党政権が定めた様々な強圧的規定が緩和されることとなった。その主な動向は次のとおりである。

- ・ 2005年法を廃止して、2011年法を制定し(2011年12月14日)、包括的な管理命令をより目標を絞ったテロリズム防止及び調査措置 (Terrorism Prevention and Investigation Measures、以下「TPIM」という。別表1参照)に置き換えた。
- ・ 2012年自由保護法 (Protection of Freedoms Act 2012 c.9、以下「2012年法」という。)(2012年5月1日)によって2000年法第44条 - 第47条を改正し、職務質問の運用条件と期間に制限をかけた。
- ・ 2011年1月25日を最後に、2006年法に基づく28日間の拘留期間の効力の更新を止め、2012年法によって通常の拘留期間を14日間とした。

こうしたテロリズム関連法緩和の一連の動きは、イギリスに対するテロリズムの警戒レベル⁽¹²⁾が比較的落ち着いた時期に導入されたものだった⁽¹³⁾。実際に2011年7月に、それまで5段階評価で2番目に高い「深刻」な状態だった警戒レベルが、中間の「相当な」に下がっている。再び脅威が「深刻」に引き上げられるのは、ISによるアメリカ人記者の殺害動画が公表されてしばらく後の2014年8月29日である⁽¹⁴⁾。翌月1日にはキャメロン首相が新しい対テロリズム法の導入を議会で説明し⁽¹⁵⁾、同26日には議会下院がISに対する空爆実施の動議を、524対43で承認する⁽¹⁶⁾という動きがあった。なお、ISは元々アルカイダ

(10) *Invitation to Join the Government of Britain: the Conservative Manifesto 2010*, [London: Conservative Party], 2010, pp.79-80. (<https://www.conservatives.com/~media/Files/Activist%20Centre/Press%20and%20Policy/Manifestos/Manifesto2010>)

(11) テロリズム活動への関与が疑われる者に対し、自宅軟禁を含めた様々な制限措置を課す命令。別表1参照。

(12) 政府の諜報、安全保障関連機関によって構成される統合テロリズム分析センター (Joint Terrorism Analysis Centre) の、評価・分析に基づいて発表されるテロリズムの危険指数。「危機的 (Critical)」、「深刻 (Severe)」、「相当な (Substantial)」、「ある程度 (Moderate)」、「低い (Low)」の5段階評価。レベルの詳細は次の保安局 (Security Service、MI5) のウェブページを参照。(<https://www.mi5.gov.uk/home/about-us/what-we-do/the-threats/terrorism/threat-levels.html>)

(13) House of Commons Home Affairs Committee, *Counter-terrorism: Seventeenth Report of Session 2013-14*, 9 May 2014, p.33. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmhaff/231/231.pdf>)

(14) こうした警戒レベルの変遷については、次の保安局のウェブページを参照。"Threat Levels," (<https://www.mi5.gov.uk/home/the-threats/terrorism/threat-levels.html#history>)

(15) "David Cameron outlines new anti-terror measures to MPs," *BBC News*, 1 September 2014. (<http://www.bbc.com/news/uk-29008316>)

(16) Andrew Sparrow and Claire Phipps, "UK parliament approves air strikes against Isis in Iraq – as it happened," *Guardian*, 26 September 2014. (<http://www.theguardian.com/politics/blog/live/2014/sep/26/mps-debate-and-vote-on-air-strikes-against-islamic-state-politics-live-blog/print>)

の一部として扱われていたが、2014年6月に別の組織として2000年法に基づきテロ組織に指定されている⁽¹⁷⁾。

2 「イスラム国」台頭による方針転換

国連では、ISを筆頭にイラク・シリアで活動するスンニ派過激組織には、80か国から1万5000人の外国人兵士が集まっていると見積っており⁽¹⁸⁾、アメリカ中央情報局は、ISだけで（総員2万から3万1500人中）1万5000人の外国人兵士を擁すると見積もっている⁽¹⁹⁾。多くはヨルダン、サウジアラビア等近隣のアラブ諸国出身であるが、欧州連合諸国からは2,000人が参加し、その内500人がイギリス出身であるという。ただし、イスラム教徒が数多く在住するバーミンガムを選挙区とし、自身もイスラム教徒であるハリド・マフムー（Khalid Mahmood）議員は、その数を2,000人として問題の深刻さを訴えている⁽²⁰⁾。一連の人質殺害に関与したジハーディ・ジョン（Jihadi John）及び彼が属する「ビートルズ」と呼ばれるグループも、こうしたイギリスの「聖戦士（Jihadi）」とみられている。

イギリス政府はこうした渡航者の半数が帰国していると考えている⁽²¹⁾。ヨーロッパとアメリカでは、シリア・イラクの紛争に参加し、訓練を受け、戦場で心身ともに鍛えられた「聖戦士」達が、母国に帰って多くの人命を奪う攻撃を行う危険性が広く認識されている⁽²²⁾。キャメロン首相は前述した新法提出の説明において、ISの台頭とそれに伴うテロリズムの輸出が欧州諸国を脅かすと訴え、対応策として紛争地域への渡航と帰国の制限、現在国内に在住する危険分子に対応するためのTPIMの強化等が必要であるとした。

こうしてイギリス政府は、2014年11月26日、対テロリズム及び安全保障法案を下院の第一読会に提出し、外国から帰国した過激派への対策を主眼においた新法制定に乗り出すこととなった。

3 法案成立までの流れ

対テロリズム及び安全保障法案については、労働党が個別の提案については精査するとしつつも成立の協力を約束しており、政府が審議を迅速処理（fast-track）⁽²³⁾することを決定していたため、成立までの時間は短かった。

法案は2014年12月2日に下院の第二読会を終え、同月9、15、16日の三日間、委員会

(17) Home Office, *Proscribed Terrorist Organisations*, 2015. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/400902/Proscription-20150123.pdf>

(18) “At high-level debate, UN, Security Council renew pledge to counter foreign terrorist fighters,” *UN press release*, 19 November 2014.

(19) Jim Sciutto et al., “ISIS can ‘muster’ between 20,000 and 31,500 fighters, CIA says,” *CNN*, September 12, 2014. <<http://edition.cnn.com/2014/09/11/world/meast/isis-syria-iraq/>>

(20) Robert Mendick et al., “Muslim MP: 2,000 Britons fighting for Islamic State,” *Telegraph*, 23 November 2014. <<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/islamic-state/11248114/Muslim-MP-2000-Britons-fighting-for-Islamic-State.html>>

(21) Home Office, *Factsheet: The Counter-Terrorism and Security Bill*, 3 December 2014. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/382240/CTS_Bill_-_Factsheet_1_-_The_Bill.pdf>

(22) ヨーロッパについては次の記事を参照。Ian Traynor, “Major terrorist attack is ‘inevitable’ as Isis fighters return, say EU officials,” *Guardian*, 25 September 2014. <<http://www.theguardian.com/world/2014/sep/25/major-terrorist-attack-inevitable-isis-eu>> アメリカについては次の記事を参照。“President Obama: ‘We Will Degrade and Ultimately Destroy ISIL,’” *The White House Blog*, September 10, 2014. <<http://www.whitehouse.gov/blog/2014/09/10/president-obama-we-will-degrade-and-ultimately-destroy-isis/>>

(23) 「時の政府がある法律の早急な施行が必要と考え、立法上の主導権と審議時間の管理権を利用して法案の通過を確実なものにすること」と定義される。次の議会下院図書館の資料を参照した。House of Lords Select Committee on the Constitution, *Fast-track Legislation: Constitutional Implications and Safeguards* (15th Report of the Session 2008-09 HL. 116-I), Vol. I, London: The Stationery Office, 2009, p.11. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200809/ldselect/ldconst/116/116.pdf>>

審議が行われ、翌2015年1月6日から7日にかけて報告を行い、7日の内に第三読会を終えて下院を通過し、同日上院の第一読会を済ませた。下院における審議では、法案の修正は技術的なものにとどまり、法律の根幹に係る野党修正案等は全て否決された。

上院においては1月13日に第二読会が行われ、同月20、26、28日に委員会審議が行われ、2月2日及び4日の報告を経て、9日に第三読会が行われた。上院の審議においては、法案の大きな争点について、批判を踏まえた上で政府側から幾つかの修正がなされた。修正の詳細は、次章「Ⅲ 対テロリズム及び安全保障法の概要」で記述する。2月10日には上院における修正を踏まえて下院と上院での一連のやりとりが行われた後全審議を終え、12日に女王裁可を受けて法律として制定された。

2015年対テロリズム及び安全保障法のほとんどの規定は2015年2月12日及び13日に施行された。後述する「防止」の義務に関する規定（Ⅲ(4)(a)参照）は4月12日に施行され、データ保全に関する規定（Ⅲ(3)(a)、過激化対応の措置（Ⅲ(4)(a)、(b)参照）等一部の規定は規則で定められた日に施行される。

Ⅲ 2015年対テロリズム及び安全保障法の概要

2015年法の主な内容を以下に解説する⁽²⁴⁾。この中で特に審議が難航したのは、(1)(b)テロ容疑者の帰国を阻止する一時的排除命令、そして(4)(a)CONTESTの「防止」戦略を法制化する規定である。

(1) イギリス市民のシリア・イラクへの渡航又は帰国の阻止

(a) 警察官、出入国管理官に、連合王国外におけるテロリズム関連活動の目的が疑われる旅行者から渡航文書⁽²⁵⁾を一時的に押収する権限を付与する。押収期間は最長14日で手続によって30日まで延長可能であるが、過去6か月以内に押収を受けたものである場合、最長5日となり延長には司法当局の許可が必要となる（第1部第1章、附則第1）。

(b) 海外でテロリズム関連活動に関与したことが疑われる者に対して一時的排除命令を発し、国務大臣の帰国許可を受けるか、強制送還を受けた場合を除き2年にわたって帰国できない措置をとることを可能とする。帰国許可の条件として、①警察署への報告、②指定された会合への出席、③警察に対する住所の通知等の義務が課せられる⁽²⁶⁾（第1部第2章、附則第2-第4）。

(c) これまで旅客輸送業者に対して、連合王国に入る航空機、船舶、列車で輸送する旅客、乗員を事前にチェックし、特定の旅客の排除を義務づけていた旅客輸送許可制度を改正し、出国する際にも適用することとする（第4部、附則第5）。

Ⅱ2で述べたように、紛争地域から帰国したテロリスト予備軍への対策は喫緊の課題として受け止められていた。2014年5月14日に制定された2014年移民法（Immigration Act 2014 c.22）において、国益を損なう帰化市民の市民権剥奪の規定は設けられていたが⁽²⁷⁾、生まれつきのイギリス市民に対して市民権剥奪を行うことは、世界人権宣言第15条「国

(24) 次の資料を主に参照。Home Office, *op.cit.*(21)

(25) Travel documents. 旅券、旅行に必要なチケットを含めた総称。

(26) ①、②はTPIMにおける既存の措置である。②は過激思想の影響を除去する（de-radicalisation）プログラム等が想定されている。

(27) 岡久慶「【イギリス】2014年移民法」『外国の立法』no.260-2, 2014.8. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716579_po_02600203.pdf?contentNo=1>

籍を持つ権利」等の国際法規定に照らして難しく、これを補う手段として (a) と (b) の規定が定められた。

(b) は特に議会内外で論争を呼んだ。主な批判は、①帰国許可の条件を受け入れないテロ容疑者が最長2年にわたって無国籍状態に置かれてしまうことの合法性、②こうした「危険人物」が帰国前に滞在する国（特にトルコ）との取決めが不明瞭であること、③国務大臣の判断に基づいて帰国禁止措置を施すことの妥当性（(a)の規定も当初は司法当局の関与なしで執行されることとされており同様の批判を受けた）、等であった。政府は一時的排除命令の趣旨は容疑者を国外に長期にわたって留め置くことではないと主張し、2015年1月19日の上院委員会審議において、(a)、(b)の執行に当たっては事前に裁判所の許可が必要である旨の修正を加えた。

(2) 連合王国内におけるテロリズムの脅威に対処する措置

TPIMの権限を強化する。従前の制度においては、夜間居住地の制限が課された場合、TPIM対象者を自宅、自宅のある地域、対象者自身が知っている地域、国務大臣と対象者が合意した地域に住まわせることができたが、自宅がない場合に限って国務大臣が決めた地域に住まわせることが可能だった。今後は自宅、自宅から200マイル以内の国務大臣が決めた地域、又はそれ以遠の国務大臣とTPIM対象者が合意した地域に住まわせることとなり、実質的な強制移住を課することが可能となった。さらに旅行に関する制限も、これまでは海外への渡航⁽²⁸⁾に適用されていたが、今後は国内の指定された地域から出ることに適用することとした。また新たに火器、兵器、爆発物の所持又は所持申請を行うことを禁じ、社会復帰プログラム等への参加を義務づける国務大臣の権限も盛り込まれた（第2部）。

(3) テロ組織の活動を阻止する措置

- (a) 通信事業者が保全する通信データに、IPアドレスを特定の人物又は機器と結びつけるためのデータを含むこととし、捜査能力を向上させる（第3部）⁽²⁹⁾。
- (b) 保険会社がテロリストの脅迫による資産引渡しに対して保険金を支払うことを犯罪とし、最高で14年の拘禁刑と罰金を併科する（第6部）⁽³⁰⁾。

(4) 過激化防止措置

- (a) 指定された当局（地方自治体、刑務所及び保護観察部門、教育機関、福祉部門、警察等）に、職務遂行に当たって人々がテロリズムに誘引されることを阻止すること、及び国務大臣の指針に留意することを義務づける。これは実質的に、CONTESTに定められた「防止」に関連したプログラムを法制化するものである（第5部第1章）。
- (b) 地方自治体に、テロリズムへの誘引に対して脆弱な人々を過激化しないように支援するための委員会を設置することを義務づける。既にイングランド及びウェールズにおいては、自治体を中心となり、教育機関、保健機関、警察等複数の機関が必要に応じて参

(28) 連合王国、グレートブリテン島又は北アイルランドから出ることを意味する。

(29) この規定については、次の資料を併せて参照。今岡直子「イギリスにおけるデータ保全及び調査権限法の制定—EUデータ保全指令の無効裁定を踏まえて—」『外国の立法』no.264, 2015.6, pp.3-22. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381676_po_02640002.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(30) この罰則は2000年テロリズム法第17条に基づくものである。

加するチャンネル (Channel) という過激化阻止の枠組み⁽³¹⁾があるが、実質的にこれが法制化されることとなる (第5部第2章)。

(a) については、これが高等教育 (特に大学) に及ぼす影響が大きな議論を生んだ。大学は1986年教育 (第2) 法 (Education (No 2) Act 1986 c.61) 第43条に基づいて学内における言論の自由を守ることを義務づけられており、「防止」戦略の法制化がこれを委縮させかねないという危惧が生じたからである⁽³²⁾。

これまでにも、大学がイスラム過激派の、ひいてはテロリズムの温床であるとの議論は少なからず上がっていた。「防止」戦略見直しの報告書は、1999年から2009年にかけて有罪宣告を受けたテロリストの内30%が大学又はそれに該当する高等教育を受けていると指摘しており⁽³³⁾、下院内務委員会の証人喚問では「人生の成功について大きな希望を持って入学してきた (イスラム教徒の) 学生の、宗教又は人種のため将来の機会から道を閉ざされるという失望感が過激化の温床となっている」⁽³⁴⁾ という証言も出されている。同委員会は一部の大学においては「防止」戦略に無頓着で、大学の自由な環境でも過激思想に対する反駁が充分になされていないため、大学が「防止」戦略の中で果たすべき役割について明確な指針を与えるべきだとしており⁽³⁵⁾、こうした議論の流れが今回の法制化に結びついたと考えられる。

政府は2015年1月28日の上院委員会審議において、大学を含めた高等、継続教育機関に対して国務大臣又はその代行者に情報を提供し、「防止」義務のコンプライアンスを監視させる旨の改正案を提出してさらに反発を呼んだが、2月4日の報告審議で大学が当該義務を遂行するに当たり1986年教育 (第2) 法第43条に保証された「言論の自由」に対して格段の留意をし、さらに「防止」の指針を公表するに当たっては議会の肯定的決議手続 (affirmative resolution procedure) が必要だとする規定を設けることでバランスをとった。

おわりに

2015年法の大きな柱となるのは、まず①イギリス市民がIS等紛争地域で活動するテロ組織に参加し、帰国することへの対応、そして抜本的対応として②テロリズムへの誘因リスク削減を各種機関に義務づけることである。

①は欧米及び中東各国共通の問題であり、各国はおおむねイギリスと同様又はより厳しい取締策を打ち出している。しかし社会復帰プログラムを条件として帰国を許すサウジアラビアや、帰国に対して特に条件を課さないスウェーデンのような国もあるほか、有志連合の圧力やISの残忍なビデオ公開等で、外国人兵士の間に動揺がみられる今こそ彼らに恩赦を与える方が効果的との主張もあり⁽³⁶⁾、特にアメリカの専門家はイギリスの手法が逆

(31) HM Government, *Channel: Protecting vulnerable people from being drawn into terrorism: A guide for local partnerships*, 2012, p.8. (http://socialwelfare.bl.uk/subject-areas/government-issues/social-policy/homeoffice/140379channel_guidance.pdf)

(32) “Ex-MI5 head warns of anti-terror plan for universities,” *BBC News*, 29 January 2015. (<http://www.bbc.com/news/uk-31032926>)

(33) HM Government, *Prevent Strategy*, Norwich: The Stationery Office, 2011, p.72. (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/97976/prevent-strategy-review.pdf)

(34) House of Commons Home Affairs Committee, *Roots of violent radicalization: Nineteenth Report of Session 2010–12*, Volume I, 2012, p.71. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201012/cmselect/cmhaff/1446/1446.pdf>)

(35) *ibid.*, pp.22-23.

(36) Taylor Luck, “Former fighters should be offered a way back home,” *National*, February 15, 2015. (<http://www.thenational.ae/opinion/comment/former-fighters-should-be-offered-a-way-back-home#full>)

効果との危惧を抱いているとも報じられている⁽³⁷⁾。

②は思想としてのテロリズム、ひいてはその母体となる過激思想を封じ込める意図が強く表れた規定といえる。これについては保守党上層部でも意見が割れ、「ワニ（テロ）の生息する沼（過激派思想全般）の水を抜く」派が「ワニがボートに近づいたら棒で叩く」派を抑えたものとみられている⁽³⁸⁾。

2015年1月31日、ガーディアン紙はイギリス陸軍が4月に新設する第77旅団（定員1,500人）が、「情報戦」を担当し、「24時間ニュース、スマートフォン、フェイスブックやツイッター等の社会メディアが支配する世界で、話術（narrative）を支配する」ことになると報じた⁽³⁹⁾。こうした部隊はイスラエル国防軍やアメリカ陸軍にもあり⁽⁴⁰⁾、第77旅団も偽情報の流布、成りすましによる投稿等の作戦を行うものとみられている⁽⁴¹⁾。

2015年法による「防止」義務の法制化は、こうした情報発信能力向上と連動し、テロリズムへの誘因を排除する役割を担っていくものと考えられる。

（おかひさ けい）

(37) Dominic Waghorn, “US Disquiet Over How Europe Tackles Extremism,” *Sky News*, 19 February 2015. <<http://news.sky.com/story/1430074/us-disquiet-over-how-europe-tackles-extremism>>

(38) Nico Hines, “To Stop ISIS, Britain Is Set to Stop Free Speech,” *Daily Beast*, November 25 2014. <<http://www.thedailybeast.com/articles/2014/11/25/to-stop-isis-britain-is-set-to-stop-free-speech.html>>

(39) Ewen MacAskill, “British army creates team of Facebook warriors,” *Guardian*, 31 January 2015. <<http://www.theguardian.com/uk-news/2015/jan/31/british-army-facebook-warriors-77th-brigade>>

(40) SM Gibson, “British Army Creates Psy-Op Unit of Facebook Warriors,” *Antimedia*, February 2, 2015. <<http://theantimedia.org/british-army-creates-psy-op-unit-of-facebook-warriors/>>

(41) Sam Jones, “Army revives Chindits as Facebook warriors: Defence,” *Financial Times*, 31 Jan 2015.

別表1 主な対テロリズム法

法律名	背景	主要規定
2000年テロリズム法	北アイルランドのテロリズムが沈静化し、逆に国際的イスラム過激派テロリズムが活発化してきた。	<ul style="list-style-type: none"> ・テロリズムの定義を定める。 ・テロ組織を指定する権限を国務大臣に付与する。 ・テロ組織への所属や支援を犯罪とする。 ・副警察署長以上の許可があれば指定した地域内で警察官が任意に職務質問と身体検査を行うことを可能とする。 ・テロリスト資産を定義し、募金活動等によるテロリズムへの財政的支援とテロリスト資産のマネーロンダリング等を犯罪とする。 ・テロリスト容疑者拘留期間を7日とする(注1)。
2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法	9.11事件後、ロンドンがイスラム過激派テロリストの国際的ネットワークの活動拠点になっているという指摘をアメリカから受けた。	<ul style="list-style-type: none"> ・訴追及び国外退去が困難な外国人テロリスト容疑者の長期拘束を可能とする。 ・人種及び宗教に対する憎悪を助長する犯罪の罰則を強化する。
2005年テロリズム防止法	2001年法が定める長期拘束が、外国人の差別であるとの裁判判決が下った。	<ul style="list-style-type: none"> ・訴追及び国外退去が困難なテロリスト容疑者(外国人に限定されない)に対して、管理命令(control order)を発動する権限を国務大臣に付与する。 ・管理命令はテロリスト容疑者を実質的に無期限の自宅軟禁状態に置くことを可能とする。
2006年テロリズム法	7.7事件において、イギリスで生まれ育ったイスラム教徒が自爆テロを行ったことから、政府がイスラム過激派思想の浸透を重要視した。	<ul style="list-style-type: none"> ・テロリズムの奨励を犯罪とする。 ・テロリスト容疑者の拘留期間を28日に延長する。ただし、1年ごとの延長が必要なサンセット条項が付随する。
2008年対テロリズム法	テロリスト容疑者の訴追体制を強化するため。法案段階では拘留期間の42日までの延長が提案されたが、強烈な反対で破棄された。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理命令対象者から指紋及びDNAを採取することを可能とする。 ・訴追中のテロリスト容疑者を尋問することを可能とする。 ・テロに使われる可能性のある警官、軍人、情報機関関係者の情報を取得し、公開することを禁止する。
2010年テロリスト資産凍結等法	最高裁判所が、テロリスト資産凍結に関する国際連合安全保障理事会決議を履行する命令が権限を逸脱すると判断した(注2)。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合安全保障理事会決議1373及び決議1452を国内で履行する(注3)。
2011年テロリズム防止及び調査措置法	2010年に行われた対テロリズム及び安全保障権限の審査において、2005年法に基づく管理命令を制約される行動をより明確化したものに代えるべきとの勧告が出た。	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年テロリズム防止法を廃止する。 ・国務大臣に、テロリスト容疑者の行動を制限するテロリズム防止及び調査措置(Terrorism Prevention and Investigation Measures、以下「TPIM」という。)を定める権限を付与する。 ・管理命令と異なり、TPIMに基づく制限内容(夜間居住地の制限があること、旅行、電子機器の所有/使用等への事前許可が必要であること等)は法律で具体的に規定される。 ・有効期間は1年で、更新も1回1年に限られ、制定に必要な立証負担は管理命令に比べ行政側に重くなっている。

(注1) 通常の拘留期間は、重犯罪の場合でも96時間である。なお、この拘留期間は、後に2003年刑事司法法(Criminal Justice Act 2003 c.44)によって14日に延長された。

(注2) イギリスはテロリズム行為への資金提供の取締りを求めた安保理決議1373を、1946年国際連合法に基づく枢密院令で2001年に履行していた。しかし2010年1月27日、最高裁はイギリス市民の基本的権利を侵害する規定を議会の審査を受けることなく定めることは法律の本来の権限から逸脱すると判断した。R (on the application of Hani El Sayed Sabaei Youssef) (Respondent) v Her Majesty's Treasury (Appellants), UKSC 2009/0018, 27 January 2010. <<https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2009-0018.html>>

(注3) 決議1373はテロリスト行為への資金提供防止を加盟国に義務づける。決議1452は食料、賃貸、薬品等人道的に必要最低限な資金をタリバンやアルカイダに対する経済制裁の対象から除外する。United Nations Security Council, "United Nations Resolution 1373 (2001)," S/RES/1373 (2001), 28 September 2001. <https://www.unodc.org/pdf/crime/terrorism/res_1373_english.pdf>

(出典) 筆者作成。

別表2 CONTESTの柱と関連法規定

戦略の柱	内容	関連する法規定とその内容
追跡	<p>イギリス及びその海外権益を脅かすテロ攻撃を早期に発見し、実行を阻止すると共に責任者を可能な限り訴追すること。</p> <p>具体的な施策としては、①対テロリズム権限の有効性と手段と目的のバランスを常に見直すこと、②容疑者訴追能力の向上、③法的手続において扱いに注意が必要な安全保障関連の情報を適切に取り扱うこと、④他国や国際機関と協力すること等が挙げられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2011年法のTPIM関連規定 2012年自由保護法(Protection of Freedoms Act 2012 c.9、以下「2012年法」という。)の第57条-第58条。2000年法附則第8及び2006年法の第25条を改正し、テロリスト容疑者の訴追前拘留期間を14日とする。緊急時には3か月の間、拘留期間を28日に延長可能とする。 2012年法の第59条-第63条。2000年法第44条-第47条が定めた特定地域の任意の職務質問権限を継続するが、その前提となる許可には当該地域がテロの標的になるという合理的な疑いが必要であると、許可の期間も28日から14日に短縮した。 2000年調査権限規制法(Regulation of Investigatory Powers Act 2000 c.23)(注1)及び2014年データ保全及び調査権限法(Data Retention and Investigatory Powers Act 2014 c.27)(注2)。2000年調査権限規制法は手続に則った通信傍受について定め、2014年データ保全及び調査権限法はこの調査権限を海外に適用可能とすると共に、国務大臣が電気通信事業者に通信データの保全を要求し、当該データへのアクセスについて規則を定めることを可能とする。
防止(注3)	<p>テロリズムが発生する根本原因に対処すること。</p> <p>CONTESTの最も重要な柱と位置づけられ、特にいわゆる「過激」なイスラム教思想とテロリズムの関連性が重視されるようになっていく。</p> <p>具体的な施策としては、①思想としてのテロリズム、テロリズムを促進する者の脅威に対処すること、②人々がテロリズムに誘引されるのを阻止し、必要なアドバイス及び支援を与えること、③教育、刑事司法、信仰、慈善、インターネット、保健等各方面と協力し、過激化の危険をこれらの分野で対処すること等が挙げられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2006年法の第1条-第4条。テロリズム奨励等を禁止し、インターネットを通じたテロリスト刊行物の頒布もその対象となる(注4)。 2000年法第2部(第3条-第13条)及び附則7。テロ組織を指定して(注5)、所属や支援を犯罪(最高で拘禁刑10年と罰金の併科)とする。 1986年公共秩序法(Public Order Act 1986 c.64)第3部及び第3a部：元々の公共秩序法に2006年人種及び宗教に対する憎悪法(Racial and Religious Hatred Act 2006 c.1)、2008年刑事司法及び移民法(Criminal Justice and Immigration Act 2008 c.4)等で改正を加えた規定であり、脅迫的な、言葉の汚い、若しくは侮辱的な発言、書かれた物の所有、掲示によって、人種又は宗教に基づく憎悪を煽ることを犯罪(最高で拘禁刑10年と罰金の併科)とするが、訴追には法務長官の同意が必要となる。
防護	<p>イギリス及びその海外権益へのテロ攻撃に対する防御を強化し、脆弱性を低減すること。具体的な施策としては、①国境警備の強化、②交通網の脆弱性低減、③インフラの復旧力向上、④人混みの多い場所の安全向上等が挙げられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2009年警察活動及び犯罪法(Policing and Crime Act 2009 c.26)第79条-第80条：国内の主要な空港に、関係者との協議の上で安全計画を策定することを義務づける。 2000年法附則第7第8条：2006年法第29条で改正された規定であり、港湾、国境地域等において、検査官(examining officer。警察官、出入国審査官、関税局職員をいう。)が、テロリズムに関係する疑いを認めた者、その所有物、車輛(鉄道車輛を含む)、搭乗船舶及び航空機を捜索する権限を定める。「追跡」の中で前述した2012年法の第59条-第63条に類似するが、運用の前提となる許可を必要としない。
準備	<p>テロ攻撃が発生してしまった場合、その影響を緩和すること。事件が発生した後、これに即応できるように要員及び資源を配置すること。具体的な施策としては、①戦争、テロリズム、自然災害、伝染病等の民間緊急事態に備えて対応及び復旧力を蓄積する、②国家リスク評価(National Risk Assessment)(注6)の最も高いリスクに対する即応性を向上させること、③テロ攻撃が発生した場合の、緊急事態サービス(警察、消防等)が協同して対処する能力を向上させること、④テロ攻撃時の通信及び情報共有を向上させること等が挙げられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2004年民間緊急事態法(Civil Contingencies Act 2004 c.36)(注7)：戦争又はテロリズムを含めた緊急事態に備え、地方自治体及び緊急事態サービス等に緊急事態対応計画を策定し、予想される事態の推定及び対応計画を必要に応じて発表することを義務づける。また同様の事態において、国務大臣の判断で緊急事態規則を定め、事態収拾に必要なあらゆる措置(注8)をとることを可能とする。当該規則は議会の承認がなくても7日間有効であり、承認があれば30日有効である。

- (注1) 横山潔「イギリス「調査権限規制法」の成立—情報機関等による通信傍受・通信データの取得等の規制—」『外国の立法』no.214, 2002.11, pp.47-129. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000526_po_21402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- (注2) 今岡直子「イギリスにおけるデータ保全及び調査権限法の制定—EUデータ保全指令の無効裁定を踏まえて—」『外国の立法』no.264, 2015.6, pp.3-22. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381676_po_02640002.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- (注3) 2011年版 CONTEST 本体には関連法の言及が乏しいため、次の「防止」見直し報告書を参照した。HM Government, *Prevent Strategy*, Norwich: The Stationery Office, 2011. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/97976/prevent-strategy-review.pdf>
- (注4) ただし、この規定に基づいて有罪宣告が出た件数は、法制定から2011年6月までにわずか3人にすぎない。*ibid.*, p.59.
- (注5) 2015年1月23日現在、65の国際テロ組織が指定対象となっている。次の資料を参照。Home Office, *Proscribed Terrorist Organisations*, 2015. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/400902/Proscription-20150123.pdf>
- (注6) 英国政府が、5年先までの間に国が直面する可能性のある深刻なリスクに関して策定した報告書。次の資料を参照。岡村光章「米英両国との制度比較に基づく我が国の地域防災力の課題について」『レファレンス』743号, 2012.12, pp.21-22. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4059576_po_074301.pdf?contentNo=1>
- (注7) 岡久慶「緊急事態に備えた国家権限の強化—英国2004年民間緊急事態法—」『外国の立法』no.223, 2005.2, pp.1-37. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000423_po_022301.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- (注8) 1998年人権法 (Human Rights Act 1998 c.42) と2004年民間緊急事態法自体の関連規定を改正できないことを除けば、通常の議会制定法と同じ効力を有する。*ibid.*, pp.8-11.
- (出典) 筆者作成。

2015 年対テロリズム及び安全保障法

Counter-Terrorism and Security Act 2015 (c.6)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶訳

【目次】

第1部 渡航に対する一時的制限

第1章 渡航文書を押収する権限

第1条 テロリズムへの関与を疑われた者の旅券等を押収する権限

第2章 連合王国からの一時的排除

一時的排除命令の発動

第2条 一時的排除命令

第3条 一時的排除命令：裁判所の事前許可

第4条 一時的排除命令：補足規定

帰国許可

第5条 帰国許可

第6条 帰国許可の交付：個人による申請

第7条 帰国許可の交付：国外退去又は緊急事態

第8条 帰国許可の交付：補足規定

連合王国への帰国後の義務

第9条 連合王国への帰国後の義務

犯罪及び法的手続等

第10条 犯罪

第11条 一時的排除命令に関する判断の審査

第12条 一時的排除命令：手続及び有罪宣告に対する上訴

補足

第13条 規則：通知の付与、旅券に関する法律

第14条 第2章：解釈

第15条 第2章：派生的改正

第2部 テロリズム防止及び調査措置 (TPIM)

第16条 TPIM：夜間の住居に関する措置

第17条 TPIM：旅行に関する措置

第18条 TPIM：武器及び爆発物に関する措置

第19条 TPIM：会合に関する措置

第20条 TPIM：その他の改正

第3部 データ保全

第21条 関連インターネットデータの保全

第4部 航空、船舶及び鉄道

第22条 旅客輸送許可制度

第23条 旅客輸送許可制度：効力発生等

第24条 旅客輸送許可制度違反の罰金

第25条 航空、海運及び鉄道の安全

第5部 テロリズムに誘引される危険性

第1章 テロリズムへの誘引の防止

- 第26条 指定された当局の一般的義務
- 第27条 当局を指定する権限
- 第28条 当局を指定する権限：ウェールズ及びスコットランドの当局
- 第29条 指針を公布する権限
- 第30条 指示を与える権限：総則
- 第31条 大学等における表現の自由等
- 第32条 遂行の監視：継続及び高等教育機関
- 第33条 指示を与える権限：第32条
- 第34条 執行
- 第35条 第1章：解釈

第2章 テロリズムへの誘引に対して脆弱な人々への支援等

- 第36条 評価及び支援：地方自治体の委員会
- 第37条 委員会の構成員及び手続
- 第38条 協力
- 第39条 第2章を改正する権限
- 第40条 補償金
- 第41条 第2章：解釈

第6部 2000年テロリズム法の改正及びこれに関する改正

- 第42条 テロリストの要求に応じて行われた支払いに対する保険
- 第43条 港湾及び国境管理：物品を検査する権限

第7部 雑則及び総則

雑則

- 第44条 第1部等の運用の再審査
- 第45条 その他のテロリズム法の運用の再審査
- 第46条 プライバシー・市民的自由会議
- 第47条 特別移民上訴委員会による特定の帰化判断の再審査

総則

- 第48条 派生的規定を定める権限
- 第49条 経過規定
- 第50条 財政規定
- 第51条 適用範囲
- 第52条 施行
- 第53条 簡略題名

[長文題名]

テロリズムに関する規定を定め、通信データの保全、情報、旅客輸送許可及び空、海、鉄道運輸に関する安全、帰化認定交付拒否に対する特別移民上訴委員会による再審査、その他関係した目的のため、規定を定める法律⁽¹⁾。

(1) *Counter-Terrorism and Security Act 2015*. (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/6/contents>) 以下、インターネット情報は2015年5月28日現在である。また、訳者で言葉を補った部分は [] で表示する。

女王陛下は、現在の議会に参集した聖俗貴族及び庶民の助言と承認を受けてこれにより、並びに同様の権能により、この法律を次のように制定する。

第1部 渡航に対する一時的制限

第1章 渡航文書を押収する権限

第1条 テロリズムへの関与を疑われた者の旅券等を押収する権限

- (1) 附則第1は、ある者がテロリズム関連活動に関係してグレートブリテン島⁽²⁾又は連合王国を出ようとするものが疑われる場合には、渡航文書を押収し、一時的に保持するための規定を定める。
- (2) 2012年法律扶助、量刑手続及び犯罪者の処罰法附則第1（民事法律扶助）において、次の各号のとおり改正する⁽³⁾。
- (a) 第1部において、第45条の後に次の条文を挿入する。
「渡航文書の保持時間の延長
第45A条
(1) 2015年対テロリズム及び安全保障法附則第1第8条に基づく手続に関連して提供された、民事法律扶助
除外
(2) 第1項はこの附則第2部及び第3部に定められた除外に従う。」
- (b) 第3部（弁護：除外及び例外）において、第22条の後に次の条文を挿入する。
「第22A条 2015年対テロリズム及び安全保障法附則第1第8条に基づいて、地方裁判所判事の前（治安判事裁判所）で行われる手続における弁護」
- (3) 2003年司法制度利用（北アイルランド）命令（S.I. 2003/435 (N.I. 10)）附則第2（民事法律扶助：除外サービス）において、第2条第(d)項（法的代理人のための資金が提供される略式裁判所における手続）において、第xx号の後に次の条文を挿入する⁽⁴⁾。
「(xxi) 2015年対テロリズム及び安全保障法附則第1第8条に基づく」

第2章 連合王国からの一時的排除

一時的排除命令の発動

第2条 一時的排除命令

- (1) 「一時的排除命令」は、次の各号に掲げるいずれかの条件に合致しない限り、個人が

(2) Great Britain. イングランド、ウェールズ及びスコットランドの3地域で構成される島。

(3) 2012年法律扶助、量刑手続及び犯罪者の処罰法附則第1は、民事法律扶助（裁判手続で弁護士を雇うための政府による資金援助）の対象となる案件、第2部は第1部に該当しても民事法律扶助が受けられない事例、第3部は受けられる民事法律扶助の中に弁護が含まれない事例をそれぞれ列挙する。この第(2)項の規定においては、2015年対テロリズム及び安全保障法に基づいて渡航文書が押収され、保持される期間（14日間）が延長されることについての手続においては、押収を受けた者は民間法律扶助を受け、弁護を受けることも可能であるが、扶助が除外される一般的規定も適用されることになる。

(4) 北アイルランドにおいても、押収された渡航文書の保持期間延長に関する手続において、押収を受けた者は民間法律扶助を受け、弁護を受けることができる。

連合王国に帰国しないことを要求する命令である。

- (a) 帰国が、当該個人が帰国を始めるに先立ち国務大臣が交付した帰国許可に従ったものであること。
- (b) 帰国が、当該個人の連合王国への強制退去の結果であること。
- (2) 以下の A から E の全ての条件に該当する場合には、国務大臣は、個人に対して一時的排除命令を発動することができる⁽⁵⁾。
- (3) 条件 A は、当該個人がテロリズム関連活動に関与しているか、関与したことがあると、国務大臣が合理的に確信していることとする。
- (4) 条件 B は、連合王国の公衆をテロリズムの危険から保護することに関連した目的で、一時的排除命令を当該個人に発動することが必要であると国務大臣が合理的に思料していることとする。
- (5) 条件 C は、当該個人が連合王国外にいと、国務大臣が合理的に思料していることとする。
- (6) 条件 D は、当該個人が連合王国に居住権を持っていることとする。
- (7) 条件 E は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの規定に従っていることとする。
 - (a) 裁判所が、第 3 条に基づき、国務大臣に許可を与えること。
 - (b) 事件の緊急性に鑑み、かかる許可を得ることなく一時的排除命令を当該個人に発動することが必要であると、国務大臣が合理的に思料していること。
- (8) 一時的排除命令が有効である間、国務大臣は、条件 B が満たされるか否かを絶えず審査しなければならない。

第 3 条 一時的排除命令：裁判所の事前許可

- (1) この条は、国務大臣が次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げることを行う場合に適用する。
 - (a) 個人に関し、関連する判断を行うこと。
 - (b) 当該個人に関する一時的排除命令を発動するための許可を裁判所に申請すること。
- (2) 当該申請に関する裁判所の職務は、国務大臣の関連する判断に明白な瑕疵があるか否かを決定することとする。
- (3) 裁判所は、次の各号に掲げる場合においても、申請の審査を行うことができる。
 - (a) 当該個人が不在であること。
 - (b) 当該個人が申請について通知を受けていないこと。
 - (c) (対象者が当該申請について知っていた場合において) 当該個人が裁判所に意見を申し立てる機会が与えられていないこと。
- (4) ただし、前項の規定は、裁判所規則に定めることができる事項を制限するものではない。
- (5) 申請について決定するに当たり、裁判所は、司法審査の適用に関して適用可能な諸原則を適用しなければならない。
- (6) 裁判所が、主務大臣の関連する判断のいずれかに明白な瑕疵があると決定する場合において、裁判所は、この条に基づく許可を与えることができない。
- (7) それ以外の場合には、裁判所は、この条に基づき許可を与えなければならない。
- (8) 附則第 2 は、緊急時に一時的排除命令が発動された場合においては裁判所等に送致を行うための規定を定める。

(5) A、B、E の条件は 2011 年テロリズム防止及び調査措置法に基づいて、TPIM 通知を発動する時の条件とほぼ同じである。

(9) 次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの規定に基づく裁判所の決定に対しては、国務大臣だけが上訴できるものとし、かつ、かかる上訴は法律問題⁽⁶⁾に限って行うことができる。

(a) この条

(b) 附則第 2

(10) この条において、「関連する判断」とは、次の各号に掲げる条件に合致する判断をいう。

(a) 条件 A

(b) 条件 B

(c) 条件 C

(d) 条件 D

第 4 条 一時的排除命令：補足規定

(1) 国務大臣は、一時的排除命令が発動される個人（「排除対象者」）に対して、当該命令が発動されたことを通知しなければならない。

(2) 一時的排除命令発動の通知は、第 6 条に基づいて帰国許可のために申請を行う手続についての説明を含まなければならない。

(3) 一時的排除命令は次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる規定に従う。

(a) 発動の通知が与えられた時に、効力を生ずること。

(b) 2 年の期間にわたって効力を有すること（取り消されたか、その他早期に終了された場合以外）。

(4) 国務大臣は、いつでも一時的排除命令を取り消すことができる。

(5) 国務大臣は、排除対象者に対して、一時的排除命令が取り消されたことを通知しなければならない。

(6) 一時的排除命令が取り消された場合には、取消しの通知が与えられた時に効力を失う。

(7) 一時的排除命令の有効性は、排除対象者の次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの行動に影響されない。

(a) 連合王国への帰国

(b) 連合王国からの出国

(8) 一時的排除命令の発動は、当該排除対象者に対してさらに一時的排除命令を発動することを妨げない（命令が 2 年の満期を迎えて効力を失う場合を含む）。

(9) 一時的排除命令が効力を生ずる時に、排除対象者の所有する英国の旅券は無効となる。

(10) 一時的排除命令が効力を有している間、排除対象者が連合王国外にいる時の英国の旅券の交付は有効ではないものとする。

(11) この条において、「英国の旅券」とは、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる形で交付された、旅券又は国から国への渡航を可能とし、若しくは円滑にする文書をいう。

(a) 連合王国の女王陛下の政府により、又は連合王国の女王陛下の政府のために交付されていること。

(b) 当該者の英国市民としての地位について交付されていること。

(6) 事実の正否ではなく、確定した事実への法の適用・解釈を問題にする争点をいい、陪審ではなく裁判官の管轄となる。次の資料を参照。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、2004（第 12 刷）、p.691。

帰国許可

第 5 条 帰国許可

- (1) 「帰国許可」は（一時的排除命令の対象となっている）個人に対して連合王国へ帰国する許可を付与する文書である。
- (2) 許可は、帰国許可において指定された条件に当該個人が従うことを要求することができる。
- (3) 当該個人が指定された条件に従わない場合には、帰国許可は無効となる。
- (4) 帰国許可は、次の各号に掲げることを明記しなければならない。
 - (a) 当該個人が連合王国への帰国において到着することが許可された日時、又はその期間
 - (b) 当該個人が連合王国への帰国において許可された態様
 - (c) 当該個人が連合王国への帰国において到着することが許可された場所
- (5) 第 4 項第 (a) 号又は第 (c) 号に基づいて定められた規定は特に、指定した航空便、船舶又はその他の交通サービスに言及することで組み立てることができる。
- (6) 第 4 項第 (b) 号に基づいて定められた規定は特に、次の各号に掲げるいずれかのもので、当該個人が連合王国への帰国において利用することが許可されるものについて、明記することができる。
 - (a) 経路
 - (b) 交通手段
 - (c) 航空会社、船会社又はその他の旅客輸送者
 - (d) 航空便、船舶又はその他の交通サービス
- (7) 国務大臣は、第 6 条及び第 7 条に従った上でなければ、帰国許可を交付することはできない。
- (8) 帰国許可の条件を判断するのは国務大臣とする（ただし第 6 条第 3 項には従う）。

第 6 条 帰国許可の交付：個人による申請

- (1) 個人が国務大臣に対して帰国許可を申請した場合には、国務大臣は、申請が行われてから合理的な期間の内に、帰国許可を交付しなければならない。
- (2) ただし国務大臣は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号のとおりである場合には、帰国許可の交付を拒否することができる。
 - (a) 国務大臣が、当該個人に対して、国務大臣に指定された場所及び時間での警察官又は出入国審査官との面談を要求していること。
 - (b) 当該個人が面談に出席しなかったこと。
- (3) この条に基づいて帰国許可が交付された場合には、関連する帰国日時は、申請が行われてから合理的な期間の内に収まらなければならない。
- (4) 申請は、国務大臣に指定された申請手続に従ったものでなければ有効ではないものとする。
- (5) この条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
 「申請」とは、個人が国務大臣に対して帰国許可の交付を求めて行う申請をいう。
 「関連する帰国日時」とは、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかのものをいう。
 - (a) 当該個人が連合王国への帰国において到着することが許可された日時（帰国許可がかかる日時を明記している場合）

- (b) 当該個人が連合王国への帰国において到着することが許可された期間の開始時（帰国許可がかかる期間を明記している場合）

第7条 帰国許可の交付：国外退去又は緊急事態

- (1) 国務大臣は、当該個人が連合王国へ国外退去させられると思料した場合には、帰国許可を交付しなければならない。
- (2) 国務大臣は、次の第(a)号及び第(b)号のいずれにも該当する場合には、帰国許可を交付することができる。
- (a) 国務大臣が事態の緊急性に鑑み、第6条に基づいて申請が行われていなくても帰国許可を交付することが便宜にかなうと思料する場合
- (b) 第1項に基づいて帰国許可を交付する義務がない場合
- (3) 第1項又は第2項は、各項に基づいて帰国許可を交付する要求の有無にかかわらず、適用する。

第8条 帰国許可の交付：補足規定

- (1) 国務大臣は、帰国許可を変更することができる。
- (2) 国務大臣は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、帰国許可を取り消すことができる。
- (a) 帰国許可が第6条に基づいて交付され、当該個人が取消しを依頼している場合
- (b) 帰国許可が第7条第1項に基づいて交付されたが、国務大臣が当該個人が連合王国へ国外退去させられるとはもはや思料しない場合
- (c) 帰国許可が第7条第2項に基づいて交付されたが、国務大臣が事態の緊急性に鑑み、帰国許可を交付することが便宜にかなうともはや思料しない場合
- (d) 国務大臣が後発の帰国許可を交付した場合
- (e) 国務大臣が帰国許可が虚偽の陳述を通じて取得されたと思料する場合
- (3) 第6条に基づいて帰国許可の申請を行うことは（帰国許可が交付されるか否かの結果にかかわらず）、後発の申請を行うことを妨げない。
- (4) 帰国許可の交付は（当該個人が連合王国に帰国するか否かの結果にかかわらず）、後発の帰国許可を交付することを妨げない（先発の許可が有効であるか否かにかかわらず）。

連合王国への帰国後の義務

第9条 連合王国への帰国後の義務

- (1) 国務大臣は、次の第(a)号及び第(b)号のいずれにも該当する個人に対して、通知によって許可された義務を一部又は全部課することができる。
- (a) 一時的排除命令の対象となっていること。
- (b) 連合王国に帰国していること。
- (2) 「許可された義務」とは以下の各号に掲げるものをいう。
- (a) 2011年テロリズム防止及び調査措置法附則第1中次に掲げる規定に基づいて（テロリズム防止及び調査措置通知〔以下「TPIM」という。〕）の対象となった個人に対して課することのできる義務
- (i) 第10条（警察への報告）
- (ii) 第10A条（会合への出席等）
- (b) この条に基づく通知が要求する態様において、次の(i)及び(ii)に掲げる事項につい

て、警察に通知する義務

- (i) 当該個人の住居（複数の場合も含む）
 - (ii) 当該個人の住居（複数の場合も含む）の変更
- (3) この条に基づく通知は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる規定に従う。
- (a) 当該個人に与えられた時、効力を生ずること。
 - (b) 一時的排除命令が終わるまで効力を有すること（通知が取り消されたか、その他早期に終了させられたのではない場合）。
- (4) 国務大臣は、この条に基づいて与えられた通知を、通知によって変更し、又は取り消すことができる。
- (5) この条に基づく通知の変更又は取消しは、変更又は取消しの通知が当該個人に与えられた時、効果を生ずる。
- (6) この条に基づく通知の有効性は、当該個人の次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれの行動によっても影響されない。
- (a) 連合王国からの出国
 - (b) 連合王国への帰国
- (7) この条に基づく個人へのいかなる通知の付与も、さらなる通知を当該個人に対して付与することを妨げない。

犯罪及び法的手続等

第 10 条 犯罪

- (1) 一時的排除命令の対象となった個人が、合理的な理由なく、命令に指定された帰国制限に違反して連合王国に帰国したとき、これを有罪とする。
- (2) 第 1 項の目的に照らし、当該個人が旅券又はそれに類する書類を所持しているか否かは関係のないものとする。
- (3) 第 9 条に基づいて課された義務の対象となる個人が、合理的な理由なく、その義務に従わなかったとき、これを有罪とする。
- (4) 関連する通知が実際には個人に与えられていなかった場合、当該関連通知が第 13 条に基づく規則に基づいて当該個人に与えられたとみなされているという事実は（それ自体が）、当該個人が一時的排除命令又は第 9 条に基づいて課された義務を知らなかったことが、この条の目的に照らし合理的な免責事由になると説明することを妨げない。
- (5) この条に基づいて有罪となった個人は、次の各号に掲げる刑に処せられる。
 - (a) 正式起訴による有罪宣告によって、5 年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科
 - (b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって、12 か月を超えない期間の拘禁刑若しくは罰金又はその併科
 - (c) 北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、6 か月を超えない期間の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
 - (d) スコットランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、12 か月を超えない期間の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
- (6) 個人が法廷においてこの条に基づく犯罪で有罪を宣告された場合には、当該犯罪について次の各号に掲げるいずれの措置も行ふことができない⁽⁷⁾。

(7) 第 (a) 号から第 (c) 号までに挙げられたいずれの規定も、条件付き釈放を定めたものである。一時的排除命令に基づく帰国制限又は帰国後の義務に違反し有罪宣告を受けた者は、こうした条件付き釈放の対象外となる。

- (a) 2000 年刑事裁判所権限(量刑)法第 12 条第 1 項第 (b) 号に基づく命令(条件付き釈放)
 - (b) 1995 年刑事手続(スコットランド)法第 227A 条に基づく命令(共同体への賠償命令)
 - (c) 1996 年刑事司法(北アイルランド)命令(S.I. 1996/3160(N.I. 24))第 4 条第 1 項第 (b) 号に基づく命令(北アイルランドにおける条件付き釈放)
- (7) この条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
「関連する通知」とは、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかをいう。
- (a) 一時的排除命令の発動の通知
 - (b) 第 9 条に基づき義務を課する通知
- 「帰国制限」とは、第 2 条第 1 項に従い、一時的排除命令において指定された要求をいう。
- (8) 2007 年英国国境法第 2 条(空港における身柄拘束)において、第 (1A) 号の「当該個人が逮捕状の対象となっていること」を次のものに差し替える⁽⁸⁾。
「当該個人に次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかが該当すること。
- (a) 2015 年対テロリズム及び安全保障法第 10 条第 1 項の犯罪について、1995 年刑事手続(スコットランド)法第 14 条に基づいて警察官による拘留対象となりうること。
 - (b) 逮捕状の対象となっていること。」

第 11 条 一時的排除命令に関する判断の審査

- (1) この条は、一時的排除命令の対象となる個人が連合王国にいる場合に適用する。
- (2) 当該個人は、以下の各号に掲げる国務大臣の判断のいずれについても、裁判所に審査を申請することができる。
- (a) 一時的排除命令の発動に関連して、次に掲げるいずれかの条件が合致したという判断
 - (i) 条件 A
 - (ii) 条件 B
 - (iii) 条件 C
 - (iv) 条件 D
 - (b) 一時的排除命令を発動するための判断
 - (c) 条件 B が継続的に合致するという判断
 - (d) 第 9 条に基づく通知によって、当該個人に許可された義務を課するための判断
- (3) この条に基づく審査においては、裁判所は司法審査の適用に適用される原則を適用しなければならない。
- (4) 第 2 項第 (a) 号から第 (c) 号までの判断の審査においては、裁判所は次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる権限(かつ、これらの権限に限って)を有する。
- (a) 一時的排除命令を取り消す権限
 - (b) 国務大臣に対して、一時的排除命令の取消しについて、又はこれに関連して指示を与える権限
- (5) 裁判所が第 4 項に基づくいずれの権限も行使しなかった場合には、裁判所は一時的排除命令が有効であり続けると判断しなければならない。
- (6) 第 2 項第 (d) 号の判断の審査においては、裁判所は次の各号に掲げる権限(かつ、これらの権限に限って)を有する。

(8) この改正の意図は、スコットランドの出入国審査官に、一時的排除命令に違反して連合王国に帰国した疑いのある者を拘留する権限を与えることである。

- (a) 許可された当該義務を取り消す権限
- (b) 許可された義務が通知によって課された唯一の義務である場合には、第 9 条に基づく通知を取り消す権限
- (c) 国務大臣に対して、次に掲げるいずれかについて、又はこれに関連して指示を与える権限
 - (i) 許可された義務に関連する限りにおいて、通知の変更
 - (ii) 前掲の義務が通知によって課された唯一の義務である場合には、通知の取消し
- (7) 裁判所が第 6 項に基づくいずれの権限も行使しなかった場合には、裁判所は、第 9 条に基づく通知が有効であり続けると判断しなければならない。
- (8) 裁判所が第 6 項第 (a) 号又は第 (c) 号 (i) に基づく権限を行使した場合には、裁判所は、当該権限の行使に従った上で、第 9 条に基づく通知が有効であり続けると判断しなければならない。
- (9) この条に基づいて一時的排除命令、許可された義務又は第 9 条に基づく通知を取り消す権限は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかのものを含む。
 - (a) イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおいては、指定された時間の間、又は取消しの判断に対する上訴若しくは再上訴を待つ間、取消しを保留する権限
 - (b) スコットランドにおいては、指定された時間の間、又はかかる上訴若しくは再上訴を待つ間、取消しが無効であると決定する権限
- (10) この条に基づく審査についての裁判所の決定に対する上訴は、法律問題に限って行うことができる。
- (11) この条に照らして、国務大臣が条件 B が継続的に合致するか否かについて判断をしない場合には、当該条件が継続的に合致するという判断が下ったものとして扱う。

第 12 条 一時的排除命令：手続及び有罪宣告に対する上訴

- (1) 附則第 3 は一時的排除命令に関連する手続について規定を定める。
- (2) 附則第 4 は一時的排除命令、第 9 条に基づく通知又は許可された義務が取り消された場合の、有罪宣告に対する上訴について規定を定める⁽⁹⁾。

補足

第 13 条 規則：通知の付与、旅券に関する法律

- (1) 国務大臣は、規則によって次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げるものを付与することができる。
 - (a) 第 4 条に基づく通知
 - (b) 第 9 条に基づく通知
- (2) 規則は、特に、通知が与えられたとみなされている事例における規定を定めることができる。
- (3) 国務大臣は、旅券又はその他の身分証明文書に関連する立法（いつ制定又は定められたかにかかわらず）を帰国許可に（修正の有無にかかわらず）適用するための規則を定めることができる。

(9) 一時的排除命令が裁判所によって取り消され、当該判断に対する上訴が継続する可能性がないとき、同命令及びそれに伴う帰国後の義務に対する違反で有罪宣告を受けた者は、上訴を行うことができる。上訴を受けた裁判所は、有罪宣告を取り消さなければならない。

- (4) この条に基づいて規則を定める権限は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるところに従う。
- (a) 制定法に基づく法的文書 [statutory instrument] によって行使可能であること。
 - (b) 経過規定、臨時規定又は留保規定を定める権限を含むこと。
- (5) この条に基づく規則を含む制定法に基づく法的文書は、議会のいずれかの院における決議に従って廃止することができる。

第14条 第2章：解釈

- (1) この条は、この章の目的に照らして適用する。
- (2) 次に掲げる表現の意義は、それぞれに定めるところによる。
- 「行為」及び「振る舞い」は、不作為及び発言を含む。
- 「テロリズム行為」は、2000年テロリズム法における意義に従い（同法第1条第(5)項参照）、テロリズムの目的で行われた行動を構成するあらゆるものを含む。
- 「条件A」、「条件B」、「条件C」、「条件D」、「条件E」とは、第2条で定められた条件をいう。
- 「裁判所」とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。
- (a) 主たる住居がスコットランドにある個人の手続においては、民事上級裁判所外院
 - (b) 主たる住居が北アイルランドにある個人の手続においては、北アイルランド高等法院
 - (c) それ以外の場合においては、イングランド及びウェールズの高等法院
- 「帰国許可」の意義は、第5条に定めるところによる。
- 「一時的排除命令」の意義は、第2条に定めるところによる。
- 「テロリズム」の意義は、2000年テロリズム法（同法第1条第1項から第4項までを参照）に定めるものと同一である。
- (3) 個人は次の各号に掲げるところに従う。
- (a) 当該個人に対して一時的排除命令が有効である場合には、一時的排除命令
 - (b) 当該個人に対して第9条に基づいて有効な通知によって許可された義務が課されている場合には、当該義務
- (4) テロリズム関連活動への関与とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいい⁽¹⁰⁾、この法律の目的に照らし、問題となるテロリズム行為が特定のテロリズム行為であるか、又はテロリズム行為全般であるかは、重要でないものとする。
- (a) テロリズム行為の実行、準備又は教唆
 - (b) かかる行為の実行、準備又は教唆を容易にし、又は容易にすることを意図した行為
 - (c) かかる行為の実行、準備又は教唆を助長し、又は助長することを意図した行為
 - (d) 第(a)号に該当する行為に関与していると、当該個人が知り、又は信じている個人に対して、支援又は援助を与える行為
- (5) この法律の目的に照らし、個人のテロリズム関連活動への関与が発生したのが第2条の効力が生じた前であるか、又は後であるかは重要でないものとする。
- (6) 個人の連合王国への帰国に関する規定は、連合王国に滞在したことの無い者の場合には、当該個人の最初の連合王国訪問を含む。
- (7) 国外退去に関する規定は、その他の追放を含む。

(10) 2011年テロリズム防止及び調査措置法第4条第1項に基づく、テロリズムに関連した活動の定義と同一のものである。

第 15 条 第 2 章：派生的改正

- (1) 1981 年上級裁判所法附則第 1 第 2 条（女王座部⁽¹¹⁾に振り分ける業務）において、第 (bd) 号の後に次の条文を挿入する⁽¹²⁾。
 「(be)（2015 年対テロリズム及び安全保障法附則第 3 第 1 条（一時的排除命令に関連する手続）に定められた意味において）すべての一時的排除命令手続」
- (2) 1988 年刑事司法法第 133 条第 5 項（誤審に対する賠償）においては次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる規定に従う⁽¹³⁾。
 (a) 第 (e) 号の末尾の「又は」を削除する。
 (b) 第 (f) 号の後に次の条文を挿入する。
 「又は、
 (g) 2015 年対テロリズム及び安全保障法附則第 4 に基づく上訴」
- (3) 2000 年調査権限規制法第 18 条（証拠等の法的手続からの排除：例外）を、以下のよう
 に改正する⁽¹⁴⁾。
 (a) 第 1 項において、第 (dd) 号の後に次の条文を挿入する。
 「(de)（2015 年対テロリズム及び安全保障法附則第 3（一時的排除命令：手続）第 1 条
 に定められた意味において）一時的排除命令の手続又はかかる手続から生ずるあらゆる
 手続」
 (b) 第 2 項において、第 (zc) 号の後に次の条文を挿入する。
 「(zd) 第 (de) 号に該当する手続の事案にあっては、次に掲げるいずれかの者
 (i) 手続の当事者又は手続の当事者であった者で、国務大臣以外の者
 (ii) 手続の目的に照らして（ただし 2015 年対テロリズム及び安全保障法附則第 3 によっ
 て特別弁護人として任命された者を除く）、(i) に該当する者を代理している者」

第 2 部 テロリズム防止及び調査措置（TPIM）

第 16 条 TPIM：夜間の住居に関する措置⁽¹⁵⁾

- (1) 2011 年テロリズム防止及び調査措置法附則第 1（テロリズム防止及び調査措置）第 1 条（夜間の住居に関する措置）を以下のように改正する。
- (2) 第 3 項第 (b) 号を次のものに差し替える。
 「(b) 同意した地方又は国務大臣が適切と思料するその他の連合王国内の地方にあるその
 他の場所・施設」
- (3) 第 3 項の後に次の条文を挿入する。
 「(3A) この条に基づく制限を課する通知が当該個人に送達された時に、当該個人の住居
 である場所・施設がある場合、第 3 項第 (b) 号に基づいて当該住居から 200 マイルを超

(11) Queen's Bench Division。正式には高等法院女王座部（Queen's Bench Division of the High Court）。主に名誉毀損、契約不履行、身体傷害等における賠償請求を扱う。次の司法省ウェブページを参照。“Queen's Bench Division.” (<https://www.justice.gov.uk/courts/rcj-rolls-building/queens-bench>)

(12) 一時的排除命令に関わる法的手続を高等法院女王座部の業務とする。

(13) この規定は裁判の宣告が覆され、さらに誤審が認められた場合に損害賠償を支払うべきことを定めている。一時的排除命令が取り消されることにより、これに立脚する違反の有罪宣告が取り消された場合も、裁判の宣告が覆されたものとして扱われ、さらに誤審が認められれば損害賠償の対象となりうる。

(14) この改正により、通信傍受で確保した資料を一時的排除命令に関する法的手続の中で証拠として使うことが可能となる。“Explanatory Notes,” *Counter-Terrorism and Security Act 2015*, 12 February 2015, para. 81. (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/6/notes/division/5/2/3/17>)

(15) この条項の趣旨については解説の III (2) を参照。

えた場所・施設を住居として指定できるのは、これが同意された地方である場合に限られる。」

(4) 第4項を削除する。

(5) 第5項の後に次の条文を挿入する。

「(5A) 指定された住居は（これが当該個人の住居でない場合には）、国務大臣又はその代理が提供することができる。」

第17条 TPIM：旅行に関する措置

(1) 2011年テロリズム防止及び調査措置法を以下のように改正する。

(2) 第2条（テロリズム防止及び調査措置の発動）において、第3項の後に次の条文を挿入する⁽¹⁶⁾。

「(4) 国務大臣は、附則第1第2条（旅行に関する措置）によって個人に制限を課するかどうかを判断するに当たって、考慮に入れるのが適切と思料した要素を公表しなければならない。」

(3) 第23条（犯罪）において、第1項の後に次の条文を挿入する。

「(1A) 個人が次の第(a)号及び第(b)号に掲げる条件に該当する場合、第1項第(b)号は同号に掲げる行為について、「合理的な免責事由なく」を除いたものとして効力を有する。

(a) 附則第1第2条（旅行に関する措置）に基づく措置に従うこと。

(b) 連合王国を出るか、連合王国外を旅行していること。」

(4) 同条第3項の後に次の条文を挿入する。

「(3A) 個人が旅行に関する措置に違反することで第1項に基づく犯罪を行った場合には、第3項第(a)号は「5年」が「10年」に差し替えられたものとして効力を有する。」

(5) 附則第1第2条（旅行に関する措置）において、第2項を次の条文に差し替える⁽¹⁷⁾。

「(2) 指定された地域とは、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるいずれかのものでなければならない。

(a) 連合王国

(b) 当該個人が居住する場所を含めた連合王国のあらゆる地域」

第18条 TPIM：武器及び爆発物に関する措置⁽¹⁸⁾

2011年テロリズム防止及び調査措置法附則第1において、第6条の後に次の条文を挿入する。

「武器及び爆発物に関する措置

第6A条

(1) 国務大臣は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げられた事項の禁止を、当該個人に対して課することができる。

(a) 攻撃用の兵器、模造小火器又は爆発物の所有

(b) 小火器所持認可証又は散弾銃所持認可証の申請

(2) 第1項第(a)号における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(16) この規定により、今後は旅行を制限するTPIMを発動するにあたり、その判断基準を公表しなければならない。

(17) これまでは旅行を制限するTPIMは海外への渡航に適用されていたが、今後は国内の特定居住地域から出ることに適用する。

(18) TPIMに新たな権限を加え、銃器所持の認可申請、模造銃所有、その他兵器又は爆発物所有等を禁止することが可能となる。

「攻撃用の兵器」とは、人を負傷させる利用のため作製若しくは改造された、又は所有者がかかる（当該者又はその他の者による）利用を意図する物品をいう。

「模造小火器」の意義は、1968 年小火器法又は（北アイルランドに関連して）2004 年小火器（北アイルランド）命令（S.I. 2004/702 (N.I. 3)）に定めるものと同一である⁽¹⁹⁾。

「爆発物」とは、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかに該当するあらゆるものをいう。

- (a) 1875 年爆発物法の意味における爆発物
- (b) 1883 年爆発性物質法の意味における爆発性物質

(3) 第 1 項第 (b) 号の目的に照らして、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げるところに従う。

- (a) 小火器所持認可証の申請とは、1968 年小火器法第 26A 条又は 2004 年小火器（北アイルランド）命令第 4 条に基づく申請をいう。
- (b) 散弾銃所持認可証とは、1968 年小火器法第 26B 条に基づく申請をいう。」

第 19 条 TPIM：会合に関する措置

2011 年テロリズム防止及び調査措置法附則第 1 において、第 10 条の後に次の条文を挿入する⁽²⁰⁾。

「会合に関する措置

第 10A 条

- (1) 国務大臣は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げる要求を、当該個人に対して課することができる。
 - (a) 指定された者又は指定に該当する者との会合に出席すること。
 - (b) 会合に出席するための事項に関連して、国務大臣が与えた合理的な指示に従うこと。
- (2) 第 1 項第 (a) 号の要求は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの条件で行う会合の要求であるものとする。
 - (a) 指定された日時と場所
 - (b) 第 1 項第 (a) 号に規定する者によって当該個人に通知された日時と場所」

第 20 条 TPIM：その他の改正

- (1) 2011 年テロリズム防止及び調査措置法第 3 条（条件 A から E）において、第 1 項の「合理的に確信していること」を「可能性が高いと判断すること」に差し替える⁽²¹⁾。
- (2) 同法第 4 条（テロリズム関連活動への関与）第 1 項第 (d) 号において、「第 (a) 号から第 (c) 号」を「第 (a) 号」に差し替える⁽²²⁾。

(19) 実際に弾丸を射出できるか否かにかかわらず、小火器のように見える物品と定義される。“Section 57,” *Firearms Act 1968*, 30 May 1968. (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1968/27/section/57>)

(20) TPIM に新たな権限を加え、社会復帰プログラムやカウンセリング等への参加を義務づけることが可能となる。

(21) 元々、国務大臣が TPIM を発動するための条件は、容疑者がテロリズムに関わっている可能性を「合理的に確信していること」というより蓋然性の低いものであったが、この改正により「可能性が高いと判断すること」とされ、民事訴訟と同じレベルの蓋然性が求められることとなった。Louis Butcher et. al., “Counter-Terrorism and Security Bill: Bill No 127 of 2014-15,” *Research Paper*, 14/63, 27 November 2014, pp.24, 31. (<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP14-63/RP14-63.pdf>)

(22) この法律の第 14 条第 4 項に基づいて一時的排除命令を課する条件となる「テロリズム関連活動」の定義と、2011 年法に基づいて TPIM を課する条件となる「テロリズム関連活動」の定義を統一する。

第3部 データ保全⁽²³⁾

第21条 関連インターネットデータの保全

(1) 2014年データ保全及び調査権限法第2条第1項（安全策に従った上で関連通信データを保全する権限：補足）を、以下のように改正する。

(2) 「関連通信データ」の定義を次のものと差し替える⁽²⁴⁾。

「関連通信データ」とは、連合王国内で公衆電気通信管理者が該当する電気通信サービスを提供する過程で生み出し、又は処理したものである限りにおいて、次の第(a)号又は第(b)号に掲げるデータをいう。

(a) 2009年規則の附則の中で言及された種類の通信データ

(b) 前掲第(a)号に該当しない関連インターネットデータ

(3) 「関連通信データ」の定義の後に、次の条文を挿入する。

「関連インターネットデータ」とは、以下の各号に掲げる全てに該当する通信データをいう。

(a) インターネットアクセスサービス又はインターネット通信サービスに関連していること。

(b) どのIPアドレス又はその他の識別子が通信の送信者又は受信者（者であるか否かは問わない。）に属しているかを識別し、又は識別の補助をすることに利用できること。

(c) 次に掲げるいずれにも該当しないデータであること。

(i) コンピュータのファイル又はプログラムにアクセスし、又は実行することを目的として、インターネットアクセスサービスを通じて通信が送信された先のインターネット通信サービスを識別するのに利用できること。

(ii) 公衆電気通信管理者が、通信を送信する者にインターネットアクセスサービスを提供する過程で生み出し、又は処理したものであること。」

(4) 加えて、次の各号に掲げる規定に従い改正を行う。

(a) 「関連通信データ」の定義の前に、次の条文を挿入する。

「通信」の意義は、電気通信サービス及び電気通信システムに関連して適用される限り、2000年調査権限規制法第81条第1項に定めるものと同一である。」

(b) 「職務」の定義の後に、次の条文を挿入する。

「識別子」とは、通信の送信を円滑にするために利用される識別子をいう。」

(c) 「通知」の定義の後に、次の条文を挿入する。

「者」とは、組織及び人の団体又は集合体を含む。」

(5) 第1項から第4項は、2016年12月31日に廃止される。

第4部 航空、船舶及び鉄道

第22条 旅客輸送許可制度

(1) 国務大臣は、ある者（旅客輸送業者）が人を次の各号に掲げるいずれかに該当する航

(23) 第3部の修正については、併せて次の資料も参照。今岡直子「イギリスにおけるデータ保全及び調査権限法の制定—EUデータ保全指令の無効裁定を踏まえて—」『外国の立法』no.264, 2015.6, pp.3-22. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381676_po_02640002.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(24) 原文は条文の一部を差し替えるものだが、ここでは分かり易さのため差し替えた結果の全体を訳出する。

空機、船舶又は列車で輸送するに当たって、国務大臣に許可を求めるようにするための、1 又は 2 以上の制度を定めることができる。この条に基づく制度は、「旅客輸送許可制度」という。

- (a) 連合王国に到着する、又は到着が予期されること。
 - (b) 連合王国から出発する、又は出発が予期されること。
- (2) 旅客輸送許可制度は、次の各号に掲げる事項を指定し、又は説明するものでなければならない。
- (a) 制度を適用する輸送業者の種類（すべての輸送業者が対象であっても、輸送手段その他への規定によって対象を定義するものであってもよい）
 - (b) 旅客輸送許可が求められる旅客又は乗務員の種類（すべての旅客及び乗務員が対象であっても、国籍、指定された文書の所持又はその他の条件の規定によって対象を定義するものであってもよい）
 - (c) 旅客輸送許可を拒否することができる旅客又は乗務員の種類
- (3) 旅客輸送許可制度は、公共の利益のため必要である場合に限って、第 2 項第 (c) 号に基づく種類の者を指定し、又は説明することができる。
- (4) 国務大臣は、異なる目的のために異なる旅客輸送許可制度を定めることができ、特に、輸送業者、旅程又は者によって異なる制度を定めることができる。
- (5) 旅客輸送許可制度は、旅客輸送業者が旅客輸送許可を求め、国務大臣が許可を与え、又は拒否するための手続を定めなければならないが、当該手続は次の各号に掲げる要求を含むことができる。
- (a) 旅客輸送業者が運行に先立ち、指定された日時に、旅客又は乗務員についての指定された情報を提供すること。
 - (b) 旅客輸送業者が運行に先立ち、指定された態様と形式で情報を提供すること。
 - (c) 旅客輸送業者が国務大臣から提供された情報、旅客輸送許可の交付又は拒否に関連する通信を、指定された態様と形式で受け取ること。
- (6) 第 5 条第 (a) 号に基づいて指定された情報は、1971 年移民法附則第 2 第 27 条、第 27B 条又は第 27BA 条、若しくは 2006 年移民、庇護及び国籍法第 32 条又は第 32A 条その他に基づく情報であってもよい⁽²⁵⁾。
- (7) 旅客輸送許可制度に基づく許可の交付又は拒否は、ある者が連合王国に入国する資格又は許可を有しているか否かを決定するものではない。
- (8) スコットランドに関連する限りにおいて、旅客輸送許可制度は、(1998 年スコットランド法における意義に従い) 留保事項⁽²⁶⁾であるか、又はこれに関連する目的に限って定めることができる。
- (9) 北アイルランドに関連する限りにおいて、旅客輸送許可制度は、(1998 年北アイルランド法における意義に従い) 除外又は留保事項⁽²⁷⁾であるか、又はこれらに関連する目的

(25) 旅客輸送許可制度を運用する上で、列挙された移民関係法上の規定に基づいて提出される情報を利用してよいという趣旨である。

(26) スコットランド自治政府に分権されず、連合王国政府が保有する権限。憲法、国防、国際関係、公務員制度等がこれに含まれる。“Devolved and reserved matters explained.” The Scottish Parliament Website (<http://www.scottish.parliament.uk/visitandlearn/25488.aspx>)

(27) 北アイルランド自治政府に分権されることが理論的に想定されていない権限が除外事項（憲法、国防、国際関係、通貨等）であり、理論上は分権されることが可能な権限が留保事項（輸出入管理、知的財産権、小火器及び爆薬の規制等）である。Cabinet Office and Northern Ireland Office, “Government – guidance Devolution settlement: Northern Ireland,” 20 February 2013. Gov.Uk Website (<https://www.gov.uk/devolution-settlement-northern-ireland>)

に限って定めることができる。

(10) 2002 年国籍、移民及び庇護法第 124 条（旅客輸送許可）を削除する⁽²⁸⁾。

第 23 条 旅客輸送許可制度：効力発生等

- (1) 旅客輸送許可制度は、国務大臣が制定法に基づく法的文書によって定めた規則に従い、効力を生ずる。
- (2) 国務大臣は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる条件が成立しない限り、制度に効力を生じさせる規則を定めてはならない。
 - (a) 関連する規則及び制度の草案が議会に提出されたこと。
 - (b) 当該規則草案が議会各院の決議によって承認されたこと。
- (3) 国務大臣が旅客輸送許可制度を修正した場合には、修正された制度は、国務大臣が制定法に基づく法的文書によって定めた規則に従い、効力を生ずる。
- (4) 国務大臣は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる条件が成立しない限り、修正された制度に効力を生じさせる規則を定めてはならない。
 - (a) 関連する規則及び修正された制度の草案が議会に提出されたこと。
 - (b) 当該規則草案が議会各院の決議によって承認されたこと。
- (5) この条に基づく規則は、経過規定又は留保規定を含むことができる。

第 24 条 旅客輸送許可制度違反の罰金

- (1) 国務大臣は、旅客輸送許可制度の要求への違反に対して、罰金を科する規則を定めることができる。
- (2) 第 1 項に基づく規則は、当該規則が規定する旅客輸送許可制度を特定しなければならない。
- (3) 第 1 項に基づく規則は、特に次の各号に掲げる事項に関する規定を定めることができる。規則は、異なる目的のため異なる規定を定めることができる。
 - (a) 罰金の計算方法
 - (b) 罰金の賦課手続
 - (c) 罰金の執行
 - (d) 罰金の賦課に対する上訴の許容
- (4) 罰金を賦課する手続についての規則の規定は、規則で定められた状況において、旅客輸送業者が提案された罰金に対して反対する機会を与えなければならない。
- (5) 規則は、以下の各号に掲げる場合には、旅客輸送許可制度の要求に違反したことで旅客輸送業者に罰金を賦課しない旨を定めなければならない。
 - (a) 1971 年移民法附則第 2 第 27 条、第 27B 条又は第 27BA 条に基づき、旅客輸送業者が求められる情報の提供を行わなかったことによる違反に加え、次のいずれかが該当する場合
 - (i) 同法附則第 2 第 27BB 条に基づく規則による情報の提供を行わなかったことで、当該者に罰金が賦課されていること。
 - (ii) 当該情報の提供を行わなかったことについて、当該旅客輸送業者に対して、同法第 27 条に基づく手続が開始されていること。

(28) 既存の旅客輸送許可制度は 2002 年国籍、移民及び庇護法第 124 条及びこれから派生する規定に基づいたものであった。

- (b) 2006 年移民、庇護及び国籍法第 32 条及び第 32A 条に基づき、旅客輸送業者が求められる情報の提供を行わなかったことによる違反に加え、次のいずれかが該当する場合
 - (i) 同法第 32B 条に基づく規則による情報の提供を行わなかったことで、当該者に罰金が賦課されていること。
 - (ii) 当該情報の提供を行わなかったことについて、当該旅客輸送業者に対して、同法第 34 条に基づく手続が開始されていること。
- (6) この条によって支払われた罰金は、統合基金 [Consolidated Fund] に納付されるものとする。
- (7) この条に基づく規則は、制定法に基づく法的文書によって定められ、かかる文書はその草案が議会各院に提出され、議会各院の決議によって承認されなければ定めることはできない。

第 25 条 航空、海運及び鉄道の安全

- (1) 附則第 5 は、航空、船舶及び鉄道の安全についての改正を定める。
- (2) 当該附則第 1 部は、航空機及び船舶に関連した乗客、乗務員及びサービスの情報についての改正を定める。
- (3) 当該附則第 2 部は、次の各号に掲げる法律の、指示等に関連した規定についての改正を定める。
 - (a) 1982 年航空安全法
 - (b) 1990 年航空及び海運安全法
 - (c) 1994 年海峡トンネル（安全）命令（S.I. 1994/570）

第 5 部 テロリズムに誘引される危険性

第 1 章 テロリズムへの誘引の防止

第 26 条 指定された当局の一般的義務

- (1) 指定された当局は、職務を行使するに当たって、人々がテロリズムに誘引されることを防止する必要性に、十分配慮しなければならない。
- (2) 指定された当局とは、附則第 6 に掲げる者又は機関⁽²⁹⁾をいう。
- (3) 附則第 6 に掲げる指定された当局について、特定の職務の行使又はそれが保有する特定の権能に関する規定がある場合においては、当該当局の職務に関する第 1 項中の規定は、これらの職務又はその権能の範囲内で行われるその職務に適用されるものとする。
- (4) 第 1 項は、次の各号に掲げる職務の行使には適用しない。
 - (a) 司法の職務
 - (b) 司法の職務を行使する者の、代行として又は指導下で行使される職務
 - (c) 下院及び上院の手続に関係した職務
 - (d) スコットランド議会の手続に関係した職務
 - (e) ウェールズ国民議会の手続に関係した職務

(29) イングランド及びウェールズにおける地方自治体、監獄等犯罪者収容施設、教育及び保育機関、保健及び社会医療機関、又は警察機関をいう。op.cit.(1), Schedule 6. (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/6/schedule/6/enacted>)

- (5) 司法の職務に関する規定は、裁判所又は審判所以外の者に付与された司法の職務に関する規定を含む。

第 27 条 当局を指定する権限

- (1) 国務大臣は、制定法に基づく法的文書によって定めた規則によって附則第 6 を改正することができる。
- (2) 第 1 項に基づく権限は、次の各号に掲げるものに、第 26 条第 1 項の適用を拡大する形で行使することはできない。
- (a) 第 26 条第 4 項の職務の行使
 - (b) 下院
 - (c) 上院
 - (d) スコットランド議会
 - (e) ウェールズ国民議会又は 2006 年ウェールズ統治法における意義に従い、議会委員会
 - (f) イングランド国教会総会
 - (g) 保安局
 - (h) 秘密情報部
 - (i) 政府通信本部
 - (j) 諜報活動に従事する軍又は国防省の関係部門全て
- (3) この条に基づく規則は、この章を改正し、派生的又は補足的規定を定めることができる。
- (4) この条に基づく規則を含む制定法に基づく法的文書は、当該文書の草案が議会各院に提出され、議会各院の決議によって承認されなければ定めることはできない。
- (5) 第 4 項は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの規定を定めるだけの規則には適用しない。
- (a) 当該の当局が廃止された場合における関連項目の削除
 - (b) 当該の当局の名称変更又は職務移転に伴う関連項目の変更
- (6) 第 5 項に該当する制定法に基づく法的文書は、議会のいずれかの院における決議に従って廃止することができる。

第 28 条 当局を指定する権限：ウェールズ及びスコットランドの当局

- (1) 国務大臣は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかに該当する第 27 条第 1 項に基づく規則を定める前に、ウェールズの大臣と協議を行わなければならない。
- (a) 附則第 6 にウェールズの当局を加えること。
 - (b) ウェールズの当局に関連する項目を改正又は削除すること。
- (2) 国務大臣は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかに該当する第 27 条第 1 項に基づく規則を定める前に、スコットランドの大臣と協議を行わなければならない。
- (a) 附則第 6 にスコットランドの当局を加えること。
 - (b) スコットランドの当局に関連する項目を改正又は削除すること。

第 29 条 指針を公布する権限

- (1) 国務大臣は、指定された当局に対し、第 26 条第 1 項に基づく義務の行使について指針を公布することができる。

- (2) 指定された当局は、当該義務を遂行するに当たって、かかる指針に配慮しなければならない。
- (3) 国務大臣は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げることを行うことができる。
- (a) 異なる事項に関連して、別の指針を公布すること。
- (b) 全ての指定された当局、特定の指定された当局又は特定の種類の指定された当局に対して指針を公布すること。
- (4) 第 1 項に基づき指針を公布するに先立ち、国務大臣は、(この法律の制定前後を問わず) 次の各号に掲げる協議を行わなければならない。
- (a) 指針がウェールズの当局のウェールズに権限委譲された職務に関連する限りにおいて、ウェールズの大
臣
- (b) 指針がスコットランドの当局のスコットランドに権限委譲された職務に関連する限りにおいて、スコットランドの大
臣
- (c) 国務大臣が適切と思料するあらゆる者
- (5) 第 1 項に基づく指針は、国務大臣が制定法に基づく法的文書によって定めた規則によって指定した日に効力を生ずる。この項に基づく規則を含む制定法に基づく法的文書は、当該文書の草案が議会各院に提出され、議会各院の決議によって承認されなければ定めることはできない。
- (6) 国務大臣は、時宜に応じて、この条に基づいて公布した指針を修正することができる。
- (7) 第 2 項、第 3 項及び第 5 項は修正した指針に関連して効力を有する。
- (8) 第 4 項は、指針の提案された修正に実体が伴わないと国務大臣が思料する場合でない限り、修正された指針に関連して効力を有する。
- (9) 国務大臣は、この条に基づいて公布された指針の最新版を公表しなければならない。

第 30 条 指示を与える権限：総則

- (1) 国務大臣は、指定された当局が第 26 条第 1 項によって課された義務を果たさなかったと判断した場合、当該当局に対して義務の遂行の強制を目的とした指示を与えることができる。
- (2) この条に基づいて与えられる指示は、国務大臣に代行して行われる申請を受けて、強制命令によって執行することができる。
- (3) 国務大臣は、ウェールズの当局のウェールズに権限委譲された職務に関連する限りにおいて、第 1 項に基づく指示を与えるに先立ち、ウェールズの大
臣と協議を行わなければならない。
- (4) 国務大臣は、スコットランドの当局のスコットランドに権限委譲された職務に関連する限りにおいて、第 1 項に基づく指示を与えるに先立ち、スコットランドの大
臣と協議を行わなければならない。

第 31 条 大学等における表現の自由等

- (1) この条は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの者を経営者又は理事会とする指定された当局に適用する。
- (a) 継続教育⁽³⁰⁾を提供する機関(1996 年教育法第 2 条第 3 項に定められた意味において)

(30) 義務教育終了後の成人向けの教育から高等教育(大学教育)を除外したものをいう。

- (b) 1988年教育改革法附則第6（高等教育の課程）において規定された種類の課程を提供する機関⁽³¹⁾
- (2) 第26条第1項によって課された義務を遂行するに当たり、この条が適用される指定された当局は、次の第(a)号又は第(b)号に掲げる規定に従わなければならない。
- (a) 当該義務に従う場合には、言論の自由を守る義務に対して特に配慮すること。
- (b) 有資格機関の経営者又は理事会の場合には、学問の自由の重要性に対して特に配慮すること。
- (3) この条が適用する指定された当局に第29条に基づく指針を公布するに当たって、国務大臣は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる規定に従わなければならない。
- (a) 当局が当該義務に従う場合には、言論の自由を守る義務に対して特に配慮すること。
- (b) 当局が有資格機関の経営者又は理事会の場合には、学問の自由の重要性に対して特に配慮すること。
- (4) この条が適用する指定された当局に第30条に基づく指示を与えるべきかについて検討するに当たって、国務大臣は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる規定に従わなければならない。
- (a) 当局が当該義務に従う場合には、言論の自由を守る義務に対して特に配慮すること。
- (b) 当局が有資格機関の経営者又は理事会の場合には、学問の自由の重要性に対して特に配慮すること。
- (5) この条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
- 「言論の自由を守る義務」とは、1986年教育（第2）法第43条第1項によって課された義務⁽³²⁾をいう。
- 「学問の自由」とは、1988年教育改革法第202条第2項第(a)号に規定された自由⁽³³⁾をいう。
- 「有資格機関」の意義は、同法202条第3項に定めるものと同一である。

第32条 遂行の監視：継続及び高等教育機関

- (1) この条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
- 「監視当局」の意義は、第4項に定めるところによる。
- 「関連する継続教育機関」とは、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるいずれにも該当するイングランド及びウェールズの機関の理事会又は経営者をいう。
- (a) 第26条第1項によって課された義務に従うこと。
- (b) 資格・試験規制局又はウェールズ政府によって規制される資格に関連した試験の準備のため、250人を超える学生が課程を履修している機関であることを理由に、第(a)号の義務に従うこと。
- 「関連する高等教育機関」とは、次の第(a)号又は第(b)号に掲げるいずれかの機関であるために第26条第1項によって課された義務に従う、イングランド及びウェールズの機関の理事会又は経営者をいう。
- (a) 2004年高等教育法第11条に定められた意味において、有資格機関⁽³⁴⁾

(31) 学位、上級学位、高等教育の卒業証書を授与することができる機関をいう。

(32) 大学等の運営に関わる者が、合理的に実行可能な範囲で、構成員、学生、職員及び機関を訪問した講師のために、法律に違反しない範囲での言論の自由を守る義務。

(33) 機関内における職や権利を失う危険を負うことなく、法律に違反しない範囲で常識を問い、新しい考え若しくは議論を呼ぶ意見、又は異論を提示する自由。

(34) 主に大学がこれに該当する。

- (b) 1998 年教育改革法附則第 6 (高等教育課程) に規定された種類の課程を、250 人を超える学生が履修している機関
- (2) 関連する継続教育機関又は関連する高等教育機関は、監視当局に対して、第 26 条第 1 項によって課された義務の遂行を監視する目的に照らし当該当局が要求しうる、あらゆる情報を与えなければならない。
- (3) 監視当局が第 2 項に基づいて要求しうる情報とは、当該教育機関が第 26 条第 1 項によって課された義務を遂行するためにとられることになる手順を指定するものを含む。
- (4) 関連する継続教育機関又は関連する高等教育機関にとっての「監視当局」とは、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかのものをいい、国務大臣は、ウェールズの機関に関連して第 2 項に基づく職務を委任するに先立ち、ウェールズの大臣と協議を行わなければならない。
- (a) 国務大臣
- (b) 当該教育機関に関連して国務大臣が第 2 項に基づく職務を委任した者
- (5) 第 4 項第 (b) 号に基づく委任は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの者に対する場合には、書面で通知を与えることによって行われなければならない。
- (a) 教育水準局長又はウェールズ教育訓練監督局長。職務は関連する継続教育機関に関連して委任される。
- (b) イングランド高等教育財政協議会又はウェールズ高等教育財政協議会。職務は関連する高等教育機関に関連して委任される。
- (6) その他の場合には、第 4 項第 (b) 号に基づく委任は規則によって行われる。
- (7) 国務大臣は、第 5 項によって与えられたあらゆる通知を公表しなければならない。
- (8) 第 6 項に基づく規則は、制定法に基づく法的文書によって定められ、かかる文書は議会のいずれかの院における決議に従って廃止することができる。
- (9) この条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
- (a) 「イングランドの機関」とは、活動又は主要な活動がイングランドで行われる機関をいい、オープン大学⁽³⁵⁾を含む。
- (b) 「ウェールズの機関」とは、活動又は主要な活動がウェールズで行われる機関をいう。

第 33 条 指示を与える権限：第 32 条

- (1) 国務大臣は、関連する継続教育機関又は関連する高等教育機関が第 32 条第 2 項に基づく要求に従わなかったと判断した場合、当該機関に対して順守の強制を目的とした指示を与えることができる。
- (2) この条に基づく指示は、国務大臣に代行して行われる申請を受けて、強制命令によって執行することができる。
- (3) 国務大臣は、ウェールズの機関に関連して第 1 項に基づく指示を与えるに先立ち、ウェールズの大臣と協議を行わなければならない。
- (4) この条において、「関連する継続教育機関」、「関連する継続教育機関」及び「ウェールズの機関」の意義は、第 32 条に定めるものと同一である。

(35) Open University. 遠隔学習を教育課程の主流に据えたイギリスの公立大学。次のウェブページを参照。〈<http://www.open.ac.uk/>〉

第 34 条 執行

この章に基づいて、又はこの章によって課された義務の遂行を行わなかったことは、私法上の訴因とはならない。

第 35 条 第 1 章：解釈

- (1) この条は、この章の目的に照らして適用する。
- (2) 「職務」には、職務がグレートブリテン島の外で行使されている限りにおいてこれを含まない。
- (3) 「テロリズム」の意義は、2000 年テロリズム法(同法第 1 条第 1 項から第 4 項までを参照)に定めるものと同様である。
- (4) 「ウェールズの当局」とは、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる職務を有する者又は機関をいう。
 - (a) ウェールズにおいて、又はウェールズに関して行使可能なこと。
 - (b) ウェールズに権限委譲された職務であること。
- (5) 次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかに該当するとき、職務は「ウェールズに権限委譲された職務」であるとする。
 - (a) ウェールズの大蔵大臣、ウェールズ首席大臣又はウェールズ政府法務長官が職務を行使可能な事項
 - (b) ウェールズ国民議会の立法権限内の事項
- (6) 「スコットランドの当局」とは、スコットランドに権限委譲された職務を有する者又は機関をいう。
- (7) 次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げるいずれかに該当するとき、職務は「スコットランドに権限委譲された職務」であるとする。
 - (a) スコットランドにおいて、又はスコットランドに関して行使可能なこと。
 - (b) (1998 年スコットランド法における意義に従い) 留保事項に関連していないこと。

第 2 章 テロリズムへの誘引に対して脆弱な人々への支援等

第 36 条 評価及び支援：地方自治体の委員会

- (1) 各地方自治体は所轄地域について、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる職務を有する委員会を配置することを確保しなければならない。
 - (a) 特定された個人がテロリズムに誘引されている度合いの評価
 - (b) その他第 4 項に規定された職務
- (2) 「特定された個人」とは、委員会に関連して、第 1 項第 (a) 号に規定された種類の評価を行うため警察長⁽³⁶⁾が委員会に送致した個人をいう。
- (3) 警察長は、個人がテロリズムへの誘引に対して脆弱であると信じるに足る合理的な根拠があるときに限って、当該個人を委員会に送致することができる。
- (4) 第 1 項第 (b) 号で規定された委員会の職務とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。
 - (a) テロリズムへの誘引に対する脆弱性を減少させる目的に照らし、委員会が支援を提

(36) Chief officer of police force. 管区ごとに配置された警察隊 (police force) の長をいう。ロンドン以外では基本的に警察署長 (chief constable) が該当する。

供すべきと思料する特定された個人に対して、計画を作成すること。

- (b) 必要な同意が得られた場合、当該個人に対して支援計画に従い支援を提供するための手配を行うこと。
- (c) 支援計画に基づく特定された個人に対する支援の付与を絶えず審査すること。
- (d) 委員会が適切と思料するいかなるときにも、支援計画を修正し、又は計画に基づく支援を取り下げること。
- (e) 次の (i) 又は (ii) に掲げるいずれかの場合において、委員会が適切と思料する期間の後、個人のテロリズムへの誘引に対する脆弱性についてさらに評価を遂行すること。
 - (i) 支援計画に基づいて支援を付与するために必要な同意が拒否され、又は取り下げられた場合
 - (ii) 計画に基づく支援が取り下げられるべきと委員会が決定した場合
- (f) 委員会が適切と思料する場合には、さらなる支援計画を作成すること。
- (5) 支援計画は次の各号に掲げる情報を含まなければならない。
 - (a) いかなる方法、いつ及び何者によって、必要な同意の要求が行われるか。
 - (b) 特定された個人に対して提供される支援の性質
 - (c) 支援の提供に責任を有する者
 - (d) いかなる方法及びいつかかる支援が提供されるか。
- (6) この条に基づく職務を遂行する中で、委員会が個人に対して支援計画に基づいて支援を与えるべきでないと判断した場合、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる事項を行わなければならない。
 - (a) 当該個人を保健又は社会福祉のサービス提供者に送致するべきかについて検討すること。
 - (b) 送致する場合には、委員会が当該個人を送致する目的に照らして適切と思料する手配を行うこと。
- (7) この条に基づく職務を行使するに当たって、委員会は、国務大臣が職務の行使について与えたあらゆる指針に配慮しなければならない。
- (8) 第 7 項に基づき指針を発するに先立ち、国務大臣は、(この法律が成立する前又は後かを問わず) 次の各号に掲げる者と協議を行わなければならない。
 - (a) 指針がウェールズの委員会に関連する限りにおいて、ウェールズの大蔵大臣
 - (b) 指針がスコットランドの委員会に関連する限りにおいて、スコットランドの大蔵大臣
 - (c) 国務大臣が適切と思料するあらゆる者

第 37 条 委員会の構成員及び手続

- (1) 委員会の構成員には、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる者を含まなければならない。
 - (a) 責任を有する地方自治体
 - (b) 当該自治体の全部又は一部を管轄区とする警察長
- (2) 各構成員は委員会での代表者を任命しなければならない。当該の代表は、当該の構成員が必要とされる技能と経験を有していると思料する者でなければならない。
- (3) 第 1 項第 (b) 号において 2 人以上の警察長が該当する場合、ある者が 2 人以上の警察長を代表することができる。ただし特定された個人について議論が行われる会合においては、当該個人が在住する地域の警察隊 [police force] からこれを代表する者が出席しなければならない。

- (4) 委員会はまた、責任を有する地方自治体が適切と思料する者（常任であるか、特定された個人の場合であるかを問わず）を含むことができる。
- (5) 委員会の長は責任を有する地方自治体とする。ただし2以上の地方自治体が責任を有する地方自治体である場合には、1（又はそれ以上）の自治体が長となることを決定することができる。
- (6) 委員会が発生した課題について全会一致の決定に至ることができない場合には、議題は次の第(a)号又は第(b)号に掲げるいずれかによって決定しなければならない。
 - (a) 委員会における多数派の意見
 - (b) 多数派の意見がない場合には長
- (7) 第6項に従った上で、委員会は内部手続を決定することができる。

第38条 協力

- (1) 委員会のパートナーは、適切でかつ合理的に実行可能な範囲で、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる協力を行わなければならない。
 - (a) 委員会と共にその職務を遂行すること。
 - (b) 警察と共に第36条に関係したその職務を遂行すること。
- (2) 委員会のパートナーとは、附則第7に指定された者及び機関⁽³⁷⁾とする。
- (3) 委員会のパートナーが、委員会と協力して行動する義務は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるとおりとする。
 - (a)（第4項に従った上で）情報の付与を含む。
 - (b) その他のあらゆる制定法又は法の原則に基づくパートナーの職務の行使と両立可能な範囲において、これを適用すること。
- (4) この条のいかなる規定も次の第(a)号及び第(b)号に掲げるものを要求し、又は許可するものではない。
 - (a) 1998年データ保護法 [Data Protection Act 1998 c.29]⁽³⁸⁾に違反する開示
 - (b) 機密情報の開示
- (5) 「機密情報」とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。
 - (a) 諜報機関が保有している情報
 - (b) 諜報機関から（直接的若しくは間接的に）入手し、又は諜報機関のために保有されている情報
 - (c) 諜報機関から（直接的若しくは間接的に）入手し、又は諜報機関のために保有されている情報から派生した情報
 - (d) 諜報機関に関連している情報
- (6) 第1項によって課された義務を遂行するに当たって、委員会のパートナーは、国務大臣が職務の行使について与えたあらゆる指針に配慮しなければならない。
- (7) 第6項に基づき指針を発するに先立ち、国務大臣は、（この法律の制定前後を問わず）次の各号に掲げる者と協議を行わなければならない。
 - (a) 指針がウェールズの委員会に関連する限りにおいて、ウェールズの大臣
 - (b) 指針がスコットランドの委員会に関連する限りにおいて、スコットランドの大臣

(37) 大臣、諜報機関以外の政府省庁、地方自治体、監獄等犯罪者収容施設、教育及び保育機関、保健及び社会医療機関、又は警察機関をいう。

(38) 個人情報法律で定められた特定の目的以外で取得しないこと等を定めたデータ保護原則を定めた法律。

- (c) 国務大臣が適切と思料するあらゆる者
- (8) 第 1 項第 (b) 号における第 36 条に関係した警察の職務には、特に、同条第 1 項第 (a) 号に規定された種類の評価を遂行するため、個人を委員会に送致すべきかについて決定するという警察長の職務を含む。

第 39 条 第 2 章を改正する権限

- (1) 国務大臣は、制定法に基づく法的文書によって定めた規則によって、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる規定を改正することができる。
- (a) 第 41 条における「地方自治体」の定義
- (b) 附則第 7
- (2) 国務大臣は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかに該当する第 1 項に基づく規則を定める前に、ウェールズの大臣と協議を行わなければならない。
- (a) 附則第 7 にウェールズの当局を加えること。
- (b) 附則第 7 におけるウェールズの当局に関連する項目を、改正又は削除すること。
- (3) 国務大臣は、次の各号に掲げるいずれかに該当する第 1 項に基づく規則を定める前に、スコットランドの大臣と協議を行わなければならない。
- (a) ある種類のスコットランドの当局を「地方自治体」の定義に加えること。
- (b) 附則第 7 にスコットランドの当局を加えること。
- (c) 附則第 7 におけるスコットランドの当局に関連する項目を、改正又は削除すること。
- (4) この条に基づく規則は、この章を改正し、派生的又は補足的規定を定めることができる。
- (5) この条に基づく規則を含む制定法に基づく法的文書は、当該文書の草案が議会各院に提出され、議会各院の決議によって承認されなければ定めることはできない。
- (6) 第 5 項は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの規定を定めるだけの規則には適用しない。
- (a) 当該の当局が廃止された場合における附則第 7 からの関連項目の削除
- (b) 当該の当局の名称変更又は職務移転に伴う関連項目の変更
- (7) 第 6 項に該当する制定法に基づく法的文書は、議会のいずれかの院における決議に従って廃止することができる。
- (8) この条において、「ウェールズの当局」及び「スコットランドの当局」の意義は、第 1 章に定めるものと同様である。

第 40 条 補償金

- (1) 国務大臣は、支援提供者がその職務を誠実に遂行する上でとった決定又は行動に関して合理的に発生した経費に対して、支援提供者に補償金を支払う旨同意することができる。
- (2) 同意は、国務大臣が適切と思料するいかなる態様、及びいかなる条件によっても行うことができる。
- (3) この条において、「支援提供者」とは、支援計画に基づいて支援を提供する者をいう。

第 41 条 第 2 章：解釈

- (1) この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
「保健又は社会福祉のサービス」とは、2008 年保健及び社会福祉法第 9 条に定められた意

味において、保健及び社会福祉に関連したサービスをいう。

「特定された個人」の意義は、第 36 条第 2 項に定めるところによる。

「諜報機関」とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。

- (a) 保安局
- (b) 秘密情報部
- (c) 政府通信本部
- (d) 諜報活動に従事する軍又は国防省の関係部門全て

「地方自治体」とは、次の各号に掲げるいずれかのものをいう。

- (a) イングランドにおける州議会
- (b) イングランドにおける郡議会。ただし州議会が存在する州の郡は除く。
- (c) ロンドン特別区議会
- (d) 地方自治体の立場としてのロンドン市議会
- (e) シリー諸島議会
- (f) ウェールズにおける州議会又は郡議会

「必要な同意」とは、特定した個人に関連して、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかのものをいう。

- (a) 当該個人が 18 歳以上である場合には、彼又は彼女の同意
- (b) 当該個人が 18 歳未満である場合には、彼又は彼女の親若しくは後見人の同意

「委員会」とは、第 36 条第 1 項に基づいて配された者の委員会をいう。

「責任を有する地方自治体」とは、委員会に関連して、第 36 条第 1 項によって課された義務に基づいて委員会配置の確保に責任を有する地方自治体をいう。

「支援計画」とは、第 36 条第 4 項第 (a) 号から (f) 号までに規定された職務を遂行するに当たって、委員会が作成した計画をいう。

「テロリズム」の意義は、2000 年テロリズム法（同法第 1 条第 1 項から第 4 項までを参照）に定めるところと同一である。

(2) 第 1 項の「地方自治体」の定義の目的に照らして、インナー・テンプル及びミドル・テンプル⁽³⁹⁾はロンドン市議会の地域に該当するものとみなす。

(3) 2 以上の地方自治体が、地域を合同して委員会配置を確保することで、第 36 条第 1 項に基づくそれぞれの義務を行使する場合には、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる規定に従う。

- (a) この章における責任を有する地方自治体の用語は、委員会に対して責任を有する地方自治体として解釈する。
- (b) この章における自治体の地域の用語は、合同した地域として解釈する。

第 6 部 2000 年テロリズム法の改正及びこれに関する改正

第 42 条 テロリストの要求に応じて行われた支払いに対する保険

(1) 2000 年テロリズム法第 17 条の後に、次の条文を挿入する。

「第 17A 条 テロリストの要求に応じて行われた支払いに対する保険

(39) インナー・テンプル及びミドル・テンプルは法廷弁護士の育成、認定を行う法曹機関であるが、ロンドン特別区と同格の地方自治体として扱われる。“The Inn as a Local Authority.” The Honourable Society of the Middle Temple Website (<http://www.middletemple.org.uk/about-us/the-inn-as-a-local-authority>)

- (1) 保険契約を結んだ保険業者は、次の各号の全てに該当する場合には、犯罪を行ったものとする。
- (a) 保険業者が契約に基づき、又は基づいていると称して支払いを行うこと。
 - (b) 支払いの全部若しくは一部が、テロリズムの目的で行われた要求に対して、引き渡された、又は引き渡される資金又はその他資産について行われていること。
 - (c) 保険業者又は保険業者を代行して支払いを許可する者が、資金又はその他の資産がかかる要求に対して引き渡された、又は引き渡されると信じ、又は信じるに足る合理的な理由があること。
- (2) この条に基づく犯罪が法人によって行われた場合において、これが次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの者の同意若しくは黙認によって行われ、又は怠慢に起因するときは、当該者も法人とともに有罪とし、適正に訴追し、罰するものとする。
- (a) 当該法人の取締役、支配人、総務責任者又はその他これらに類する役員
 - (b) 当該法人のいずれかの権能を有すると称して行動する者
- (3) 第 2 項における取締役に関する規定は、構成員が運営を管理する法人に関連して、当該法人の構成員に適用する。
- (4) この条に基づく犯罪がスコットランドの共同経営会社によって行われた場合において、これが次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの者の同意若しくは黙認によって行われ、又は怠慢に起因するときは、当該者も共同経営会社とともに有罪とし、適正に訴追し、罰するものとする。
- (a) 共同経営者
 - (b) 当該共同経営者のいずれかの権能を有すると称して行動する者
- (5) この条において、「保険契約」とは、当事者の一方がもう一方（保険契約者）に対し、指定された不確定な将来の出来事によって悪影響を受けたときに補償を行うことに同意することで、保険上のリスクを受け入れる契約をいう。」
- (2) 同法第 23 条（没収：テロリストの資産関係犯罪）第 5 項の後に、次の条文を挿入する。
「(5A) ある者が第 17A 条に基づく犯罪によって有罪宣告を受けた場合には、裁判所は当該の保険契約に基づき、又は基づいていると称して支払われた金額を没収することができる。」
- (3) 第 1 項により挿入された条は、次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの条件に該当する場合においても、この法律が成立した日又はそれ以降に行われたあらゆる支払いに適用する。
- (a) 当該日前に締結された契約に基づいている（又は基づいていると称している）こと。
 - (b) （第 4 項に従った上で）当該日前に引き渡された資金又はその他資産についてのものであること。
- (4) 第 1 項により挿入された条は、2014 年 11 月 27 日より前に引き渡された資金又はその他の資産について行われた支払いには適用しない。

第 43 条 港湾及び国境管理：物品を検査する権限

附則第 8 は、2000 年テロリズム法附則 7 第 9 条（港湾及び国境管理：物品を検査する権限）及びその他同条における権限に関連する制定法を改正する。

第7部 雑則及び総則

雑則

第44条 第1部等の運用の再審査

- (1) 2006年テロリズム法第36条第1項に基づいて任命された者（以下「独立審査官」という。）はまた、第2項に挙げられた規定の運用の審査についても責任を有するものとする。
- (2) 第1項にいう規定は次の各号に掲げるものをいう。
 - (a) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第1部
 - (b) 第1項に規定する法律の第4条第2項に規定された行動⁽⁴⁰⁾の実行又は脅威がテロリズムを構成しうる場合には、同法律第2部
 - (c) 2008年対テロリズム法
 - (d) この法律第1部
- (3) 各暦年につき、独立審査官は、1月31日までに国務大臣及び財務省に対し、この条に基づく審査であって当該年に独立審査官が行うことを意図しているものを（あれば）報知しなければならない。当該審査は、当該年の内に、又は当該年の後、合理的に実行可能な限り速やかに完了しなければならない。
- (4) 独立審査官は、審査が完了し次第、合理的に実行可能な限り速やかに、各審査の結果についての報告書を国務大臣に送付しなければならない。
- (5) 第4項に基づく報告書を受け取るに当たり、国務大臣は、その写しを議会に提出しなければならない。
- (6) 2006年テロリズム法第36条第6項に基づいて支払うことができる必要経費及び手当は、この条に基づく職務についての必要経費及び手当を含む。
- (7) この条において、「テロリズム」の意義は、2000年テロリズム法（同法第1条第1項から第4項までを参照）に定めるものと同一である。

第45条 その他のテロリズム法の運用の再審査

- (1) 2006年テロリズム法第36条を、以下のように改正する。
 - (a) 第2項を次のものに差し替える⁽⁴¹⁾。

「(2) 前項の者は、折に触れて次の第(a)号及び第(b)号に掲げる規定を審査し、審査を完了する都度、実行可能な限り速やかに、主務大臣に結果報告を送らなければならない。

 - (a) 2000年テロリズム法の規定の審査
 - (b) この法律⁽⁴²⁾第1部の規定の審査
 - (b) 第4項を次のものに差し替える⁽⁴³⁾。

「(2) 前項の者は、第3項で規定された12か月の期間が終了した日から1年となる日までの12か月の期間ごとに、少なくとも1回はこの条の第2項第(a)号に基づく審査とその報告を行わなければならない。」
 - (c) 第4B項の後に次の条文を挿入する。

(40) ある者又は者達によって行われた、又は行われる可能性の高い、連合王国経済の不利益となる行動、若しくは連合王国国民又は住民の人命若しくは資産の脅威を構成する行動と定義される。

(41) 原文は条文の一部を差し替えるものだが、ここでは分かり易さのため差し替えた結果の全体を訳出する。

(42) ここでは2006年テロリズム法のことである。

(43) 原文は条文の一部を差し替えるものだが、ここでは分かり易さのため差し替えた結果の全体を訳出する。

「(4C) 各暦年につき、第 1 項に基づいて任命された者は、1 月 31 日までに国務大臣に対し、第 1 項に基づく審査であって当該年に当該者が行うことを意図しているものを（あれば）報知しなければならない。当該審査は、当該年の内に、又は当該年の後、合理的に実行可能な限り速やかに完了しなければならない。」

- (2) 2010 年テロリスト資産凍結等法第 31 条（同法第 1 部の運用の独立審査）第 2 項を次のものに差し替える。

「(2) 各暦年につき、第 1 項に基づいて任命された者は、1 月 31 日までに財務省に対し、第 1 項に基づく審査であって当該年に当該者が行うことを意図しているものを（あれば）報知しなければならない。当該審査は、当該年の内に、又は当該年の後、合理的に実行可能な限り速やかに完了しなければならない。」

- (3) 2011 年テロリズム防止及び調査措置法第 20 条（同法の運用の審査）を、以下のよう
に改正する。

- (a) 第 2 項及び第 3 項を次のものに差し替える。

「(2) 各暦年につき、独立審査官は 1 月 31 日までに国務大臣に対し、この条に基づく審査であって当該年に当該者が行うことを意図しているものを（あれば）報知しなければならない。当該審査は、当該年の内に、又は当該年の後、合理的に実行可能な限り速やかに完了しなければならない。」

- (b) 第 7 項から第 9 項までを削除する。

第 46 条 プライバシー・市民的自由会議

- (1) 国務大臣は、制定法に基づく法的文書によって定めた規則によって、次の各号に掲げる規定に基づき任命された者に対し、これらの者がその職務を果たす上で、助言及び援助を提供する機関を設立することができる。

- (a) 2006 年テロリズム法第 36 条第 1 項
(b) 2010 年テロリスト資産凍結等法第 31 条第 1 項
(c) 2011 年テロリズム防止及び調査措置法第 20 条第 1 項

- (2) 当該機関を、プライバシー・市民的自由会議と呼称する。

- (3) この条に基づく規則は、次の各号に掲げるものについての規定を含むことができる。

- (a) 会議の構成員
(b) 構成員に対する必要経費及び手当の支払い
(c) 構成員身分を失う場合の状況
(d) 職員の任命、任期及び雇用の条件並びに年金、手当又は謝金
(e) 会議の組織及び手続
(f) 会議が行うことができるか、又は行わなければならない特定の事項
(g) 報告書及び会計簿の作成並びに公表

- (4) この条に基づく規則は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げることを定めなければならない。

- (a) 2006 年テロリズム法第 36 条第 1 項に基づいて任命された者による推薦を検討した上で、国務大臣が会議の構成員を任命すること。
(b) 前掲の者が会議の長となり、会議を彼又は彼女の指示及び管理の下に置くこと。

- (5) この条に基づく規則は、付随的規定、派生的規定、経過規定、又は補足的規定を含むことができる。

この中には、成立又は制定された時に一次立法を改正し、適用し（改正の有無を問わず）、

適用から除外し、廃止し、又は取り消す規定も含む。

- (6) 次の第 (a) 号又は第 (b) 号に掲げるいずれかの規則を含む制定法に基づく法的文書は、その草案が議会各院に提出され、議会各院の決議によって承認されなければ定めることはできない。
- (a) この条に基づく最初の規則
 - (b) 一次立法に含まれるいかなるものであれ、これを（単独で、又は他の規定と共に）改正し、廃止し、又は取り消す規則
- (7) この条に基づく規則を含む制定法に基づく法的文書であって第 6 項に適合しないものは、議会のいずれかの院における決議に従って廃止することができる。
- (8) この条において、「一次立法」の意義は、第 48 条に定めるものと同一である。

第 47 条 特別移民上訴委員会による特定の帰化判断の再審査

1997 年特別移民上訴委員会法第 2D 条（裁判権：特定の帰化又は市民権に関わる決定の審査）第 1 項第 (a) 号 (i) において、「6」の後に「又は 18」を挿入する⁽⁴⁴⁾。

総則

第 48 条 派生的規定を定める権限

- (1) 国務大臣は、規則によってこの法律のあらゆる規定から派生する規定を定めることができる。
- (2) この条に基づいて規則を定める権限は、次の各号に掲げるところによる。
- (a) 制定法に基づく法的文書によって行使可能であること。
 - (b) 経過規定、臨時規定又は留保規定を定める権限を含むこと。
 - (c) 特に、この法律の前に又は同じ会期で成立した一次立法によって、又はこれに基づいて定められたあらゆる規定を、改正し、廃止し、取り消し、又は修正することで行使できること。
- (3) 国務大臣は、この条に基づく規則を定める前に、次の各号に掲げる者と協議を行わなければならない。
- (a) 規則が、スコットランド議会の法律の中に含まれていれば同議会の立法権限内の事項となる規定を含んでいる場合には、スコットランドの大臣
 - (b) 規則が、ウェールズ国民議会の法律の中に含まれていれば同議会の立法権限内の事項となる規定を含んでいる場合には、ウェールズの大臣
 - (c) 規則が、北アイルランド議会の法律の中に含まれていれば同議会の立法権限内の事項となる規定を含んでいる場合には、北アイルランドの司法省
- (4) この条に基づく規則を含む制定法に基づく法的文書であって、一次立法に含まれるいかなるものであれ、これを（単独で、又は他の規定と共に）改正し、廃止し、又は取り消すものは、当該文書の草案が議会各院に提出され、議会各院の決議によって承認されなければ定めることはできない。
- (5) この条に基づく規則を含む制定法に基づくその他の法的文書は、議会のいずれかの院

(44) 特別移民上訴委員会は、1997 年特別移民上訴委員会法（Special Immigration Appeals Commission Act 1997 c.68）に基づいて設置された機関であり、安全保障等の理由に基づく国外退去、旅券没収に対する上訴を扱う審判所であり、安全保障に関わる問題であれば非公開の審問を行うことができる。2013 年司法及び安全保障法（Justice and Security Act 2013 c.18）に基づいて、市民権授与にかかる特定案件を扱うことができるようになっていたが、当該の規定により英国海外領土市民権の付与についても、ここで扱うことができるようになった。

における決議に従って廃止することができる。

(6) この条において、「一次立法」は、次の各号に掲げるものをいう。

- (a) 議会制定法
- (b) スコットランド議会制定法
- (c) ウェールズ国民議会の法令
- (d) 北アイルランドの立法

第 49 条 経過規定

- (1) 2003 年刑事司法法第 154 条第 1 項⁽⁴⁵⁾の効力が生ずる前に行われた犯罪に関連する場合は、第 10 条第 5 項第 (b) 号の 12 か月は 6 か月として解釈する。
- (2) 2012 年法律扶助、量刑及び犯罪者処罰法第 85 条第 1 項の効力が発生する前に行われた犯罪に関連する場合は、次の第 (a) 号及び第 (b) 号に掲げる規定による。
 - (a) 第 10 条第 5 項第 (b) 号の罰金は、法定上限を超えない罰金として解釈する。
 - (b) 附則第 1 第 15 条第 3 項第 (b) 号は、「スコットランド又は北アイルランドにおいて」が削除されたものとして効力を有する。
- (3) 第 17 条第 3 項及び第 4 項によって行われた改正は、当該条が効力を有した後に行われたこと及び行われた犯罪に適用する。
- (4) 次の各号に掲げる暦年への規定は、2016 年より前の年を含まない。
 - (a) 第 44 条第 3 項
 - (b) 2006 年テロリズム法第 36 条第 4C 項（前掲第 45 条第 1 項により挿入）
 - (c) 2010 年テロリスト資産凍結等法第 31 条第 2 項（前掲第 45 条第 2 項により差替え）
 - (d) 2011 年テロリズム防止及び調査措置法第 20 条第 2 項（前掲第 45 条第 3 項により差替え）

第 50 条 財政規定

他の法律に基づいて議会によって支給される金額について、この法律に起因する増額が生じた場合には、議会によって支給される金額から支払うものとする。

第 51 条 適用範囲

- (1) 第 5 部はイングランド、ウェールズ及びスコットランドに及ぶ。
- (2) この法律のその他の規定は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに及ぶ。
- (3) 女王陛下は、枢密院令によって、第 1 部から第 4 部までの規定を、女王陛下に適切と思われるあらゆる改正を加えた上で、チャンネル諸島又はマン島に及ぼすことができる。
- (4) 2006 年テロリズム法第 39 条第 6 項に基づく権限（チャンネル諸島又はマン島への法律の適用範囲拡大）は、この法律によって同法に適用された改正について行使することができる。
- (5) 2011 年テロリズム防止及び調査措置法第 31 条第 4 項に基づく権限（マン島への法律の適用範囲拡大）は、この法律によって同法に適用された改正について行使することができる。

(45) 治安判事裁判所が 1 つの犯罪に対して 1 年を超える拘禁刑を課することができないことを定めた規定であるが、未だ施行されていない。

- (6) 1982年航空安全法第39条第3項に基づく権限（チャンネル諸島、マン島等への法律の適用範囲拡大）は、この法律によって同法に適用された改正について行使することができる。
- (7) 1990年航空及び海運安全法第51条第1項に基づく権限（チャンネル諸島、マン島等への法律の適用範囲拡大）は、この法律によって同法に適用された改正について行使することができる。
- (8) 1997年特別移民上訴委員会法第9条第3項に基づく権限（チャンネル諸島又はマン島への法律の適用範囲拡大）は、この法律によって同法に適用された改正について行使することができる。

第52条 施行

- (1) 第1部第1章は、この法律が成立した次の日に効力を生ずる。
- (2) 次の第(a)号及び第(b)号に掲げる規定は、この法律が成立した日を起点として2か月の期間の後に効力を生ずる。
 - (a) 第36条から第38条まで及び第40条
 - (b) 第44条から第46条まで
- (3) 次の各号に掲げる規定は、国務大臣が制定法に基づく法的文書によって定めた規則が指定した日に効力を生ずる。
 - (a) 第3部
 - (b) 第22条第10項
 - (c) 附則第5第12条から第14条まで及びこれらの条項に関わる範囲における本則第25条⁽⁴⁶⁾
 - (d) 第26条、第30条、第31条第2項から第4項まで及び第32条から第34条まで
- (4) 第3項に基づく規則は、次の第(a)号及び第(b)号の定めるところによる。
 - (a) 異なる目的のために異なる規定を定めることができる。
 - (b) 経過規定、臨時規定又は留保規定を定めることができる。
- (5) この法律のその他の規定は、この法律が成立した日に効力を生ずる。

第53条 簡略題名

この法律は、2015年対テロリズム及び安全保障法として呼称される。

（おかひさ けい）

(46) 附則第5の第12条から第14条は当該附則第1部で定められているため、具体的には本則第25条第1項がこれに該当することになる。

2015年対テロリズム及び安全保障法附則第1及び第2の要約

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶

I 附則第1 テロリズムへの関与を疑われた者の旅券等を押収する権限

附則第1は本則第1条が定める「テロリズムへの関与を疑われた者の旅券等を押収する権限」について、その細かい運用を補う規定であり、20条から構成される。第1条は用語解説であるため省略し、必要に応じて適宜説明を加える。

1 渡航文書の検査及び押収に関する権限（第2条 - 第3条）

警察官は、連合王国外においてテロリズム関連活動に関与する可能性が高いと合理的に疑うに足る根拠がある者（以下「容疑者」という。）に対して、渡航文書の提出を要求し、検査を行い、これを押収し、保持する権限を有する。この権限を行使できるのは次に該当する場所である。

- ・グレートブリテン島の港湾、空港、ヘリポート、ホバークラフトポート及び連合王国外と行き来する列車に搭乗可能な駅（以下「港」という。）
- ・北アイルランドの港及び国境

この権限が行使可能な相手は次に該当する容疑者である。

- ・グレートブリテン島から出立しようとしているか、早期の出立を前提としてグレートブリテン島に到着している。
- ・北アイルランドから連合王国を出ようとしているか、連合王国からの早期の出立を前提として連合王国に到着している。

検査は容疑者、所持品及び容疑者の利用が疑われる車両に対して行うことが可能である。警察官は自分で検査及び押収を行うことが可能であるが、国务大臣に指定され、必要な訓練を受けた入国審査官又は税関職員（以下「有資格官吏 [qualified officer]」という。）に当該権限の行使を指示することができる。

2 渡航文書の保持に関する上級警察官の許可（第4条）

押収した渡航文書を保持するに当たっては、警察官は可能な限り速やかに警視以上の上級警察官の許可を得なければならない。

当該上級警察官は、容疑者が連合王国外においてテロリズム関連活動に関与する意図をもってグレートブリテン島又は連合王国から出立しようとしている可能性が高いと合理的に疑うに足る根拠がある場合には、許可を与えることができる。

許可が下りなかった場合には、移民関連法等の別規定に基づく保持が行われているのでない限り、渡航文書は早急に返却しなければならない。

上級警察官の許可が下りるまでの間、警察官が渡航文書を保持する。許可の検討が極めて短期間で終わる場合を除き、警察官又は該当する有資格官吏は、容疑者に対して容疑を

伝え、当該案件が上級警察官に検討される間文書を保持する旨を説明しなければならない。
上級警察官の許可が下りた場合、警察官が渡航文書の保持を行う。

3 上級警察官の許可が下りた後の押収した渡航文書の扱い（第5条）

上級警察官の許可が下りた場合、次のいずれかが行われている間、渡航文書の保持が継続する。

- (a) 国務大臣が容疑者の旅券の取消しを検討していること。
- (b) 容疑者を犯罪で訴追するか否かが検討されていること。
- (c) 公衆をテロリズムの危険から防ぐための命令又は措置を、容疑者に対して執行するか否かが検討されていること。
- (d) 上記いずれかを実行するための方策が講じられていること。

前掲の条件が適用されなくなった場合、又は渡航文書を押収した日の翌日から14日の期間が過ぎた場合には、国外退去措置等他の法規定に基づく権限が適用されるのでない限り、渡航文書を返却しなければならない。14日を超える期間の保持については、裁判所の許可が必要となる（後述）。

渡航文書の保持に当たっては、警察官は容疑者に保持が行われる理由を説明しなければならない。

4 渡航文書保持の再審査（第6条）

上級警察官の許可が下りた場合であっても、保持が始まってから72時間を経過した時点で警視正以上の階級の警察官及び許可を与えた警察官と同等以上の階級の警察官が、保持を許可した判断が正しかったか否かの再審査を行わなければならない。再審査は可能な限り速やかに終えねばならず、その結果を渡航文書を保持する警察官を指揮下に置く警察署長に知らせなければならない。また検査と押収に有資格官吏が関与している場合には、国務大臣にも知らせるものとする。

5 刑事手続等のための保持（第7条）

警察官又は有資格官吏が刑事手続又は国外退去手続のために必要であると考えた場合には、上記2の上級警察官の許可が下りなかった場合又は上記3の渡航文書の保持の条件が該当しなくなり、若しくは14日の保持期間が終わった場合においても、渡航文書の保持を行うことができる。

6 司法手続に基づく保持期間の延長（第8条 - 第12条）

警視以上の上級警察官は、14日の保持期間が終わる前に、司法当局⁽¹⁾に対し渡航文書保持期間の延長を申請することができる。このとき容疑者に対しては、可能な限り申請の審理が行われる場所、日時を通知しなければならない。司法当局は上記3の(a)から(d)の検討の担当者が、念入りかつ迅速に処理を行っているとは判断した時に限り、渡航文書の押収日の翌日から30日以内の範囲で保持期間を延長することができる。なお、認められた保

(1) イングランド及びウェールズでは地方裁判所裁判官、スコットランドでは執行官、北アイルランドでは州裁判所裁判官又は地方裁判所裁判官をいう。インターネット情報は2015年5月28日現在である。

持期間が30日に満たない場合には、期限が切れるまでであればもう1度延長の申請を行うことができる。

容疑者は当該審理において、口頭又は書面による申立ての機会が与えられ、法的代理人を立てることができる。司法当局は容疑者が法的代理人を立てることを希望しているが見つからない時は、審理を休廷しなければならない。休廷の結果、次の審理日が14日の期限の後となった場合には、渡航文書保持期間がその日まで延長される。

渡航文書保持期間の延長を申請した上級警察官が、審理に提出する情報を容疑者及びその法的代理人の前で開示することが、捜査、資産回収、逮捕、訴追、テロリズムの防止、関係者の安全、情報収集及び国家安全保障等にとってマイナスになる旨の訴えを行い、司法当局がこれを認めた場合には、審理の一部から容疑者及びその法的代理人を除外することができる。

7 同一人物に対する権限行使の制限（第13条）

過去6か月の間に、同じ人物に対して附則第1に基づく渡航文書の押収と保持の権限が2回以上行使されている場合には、上級警察官の許可に基づく渡航文書保持期間は14日から5日に短縮される。司法当局への申請によって、これを押収日の翌日から30日以内の範囲で延長することは可能であるが、司法当局が同一人物に対して繰り返し権限を行使することを正当化する特別な状況があると判断した場合でなければ、延長を行うことはできない。

8 連合王国から出立できない者（第14条）

渡航文書の押収と保持によって連合王国内から出立できなくなった者に対して、国務大臣は、保持期間の間必要な措置をとることができる。説明文書では宿泊、食事の提供等が具体例として挙げられている。なお保持期間の間、容疑者が連合王国への滞在許可が存在しない場合でも、移民法に違反したものとして扱わない。

9 犯罪（第15条 - 第16条）

渡航文書の引渡しを拒み、又は意図的に検査を妨害することは犯罪とし、略式起訴による有罪宣告によって、最高で6か月の拘禁刑と罰金（スコットランド及び北アイルランドでは5,000ポンド⁽²⁾が上限）が併科される。上記2の渡航文書の検査及び押収の権限を執行している有資格官吏は、この犯罪に関連して警察官と同様に令状なしの逮捕権を有する。

10 認定官吏（第17条）

国務大臣は、有資格官吏の中でも特に訓練を受けた者に対してさらに正式な認定を与えることで、さらに大きな権限を与えることができる。これらの官吏（以下「認定官吏」という。）は、渡航文書の検査及び押収に関して、有資格官吏に指示を与えること以外は警察官と同等の権限を有し、かつ警察官の指示の対象とならない。また認定官吏は、渡航文書の保持のための許可を直接上級警察官に問うことが可能で、かつ許可が下りるまでの間、渡航文書を保持することができる。許可が下りた時点で警察官に渡航文書を引き渡さなければならない。

(2) 1ポンドは193.44円である（2015年8月分報告省令レート）。

11 実務要綱（第 18 条 - 第 20 条）

国務大臣は、附則第 1 の職務に関して、実務要綱⁽³⁾を刊行する義務を有する。当該実務要綱は、テロリズム容疑者の出立を阻止する必要の緊急性に鑑み、2015 年対テロリズム及び安全保障法が成立する前にその草案を議会に提出し、制定法に基づく法的文書に基づく規則によって施行される。実務要綱は規則制定後 40 日で執行するが、両院の賛成決議が得られればそのまま継続する。

実務要綱は附則第 1 の現場における運用を定めると同時に、刑事及び民事の裁判における証拠として扱われる。

II 附則第 2 緊急の一時的排除命令：裁判所への送致等

附則第 2 は、緊急事態に鑑み、容疑者の帰国を防止するための一時的排除命令に必要な裁判所の事前許可が得ることが適当でない場合における、事後許可獲得のための規定を定め、本則第 3 条を補足する。

緊急の一時的排除命令発動に当たっては、国務大臣は、裁判所の許可なく命令を発動する必要がある旨の声明を命令の中に含め、発動直後に裁判所に審査を送致しなければならない。裁判所は命令発動後 7 日以内に審議を開始し、国務大臣の判断に明白な不備があるか否かを決定する。

緊急の一時的排除命令の審査は、次の状況下でも行うことができる。

- ・容疑者が不在である。
- ・容疑者が審査の送致について知らされていない。
- ・容疑者が意見の申立てを行わない。

裁判所は通常の手続どおり、国務大臣の関連する判断に明白な不備があるとして命令を取り消す権限を有する。また事態の緊急性に関する国務大臣の判断に明白な不備があると判断した場合には、裁判所は命令自体の有効性とは別に、その決定を明らかにしなければならない。

（おかひさ けい）

(3) 以下の内務省資料を参照。 *Code of Practice for Officers exercising functions under Schedule 1 of the Counter-Terrorism and Security Act 2015 in connection with seizing and retaining travel documents*, London: Home Office, 2015. (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/403643/9781474115384.pdf)